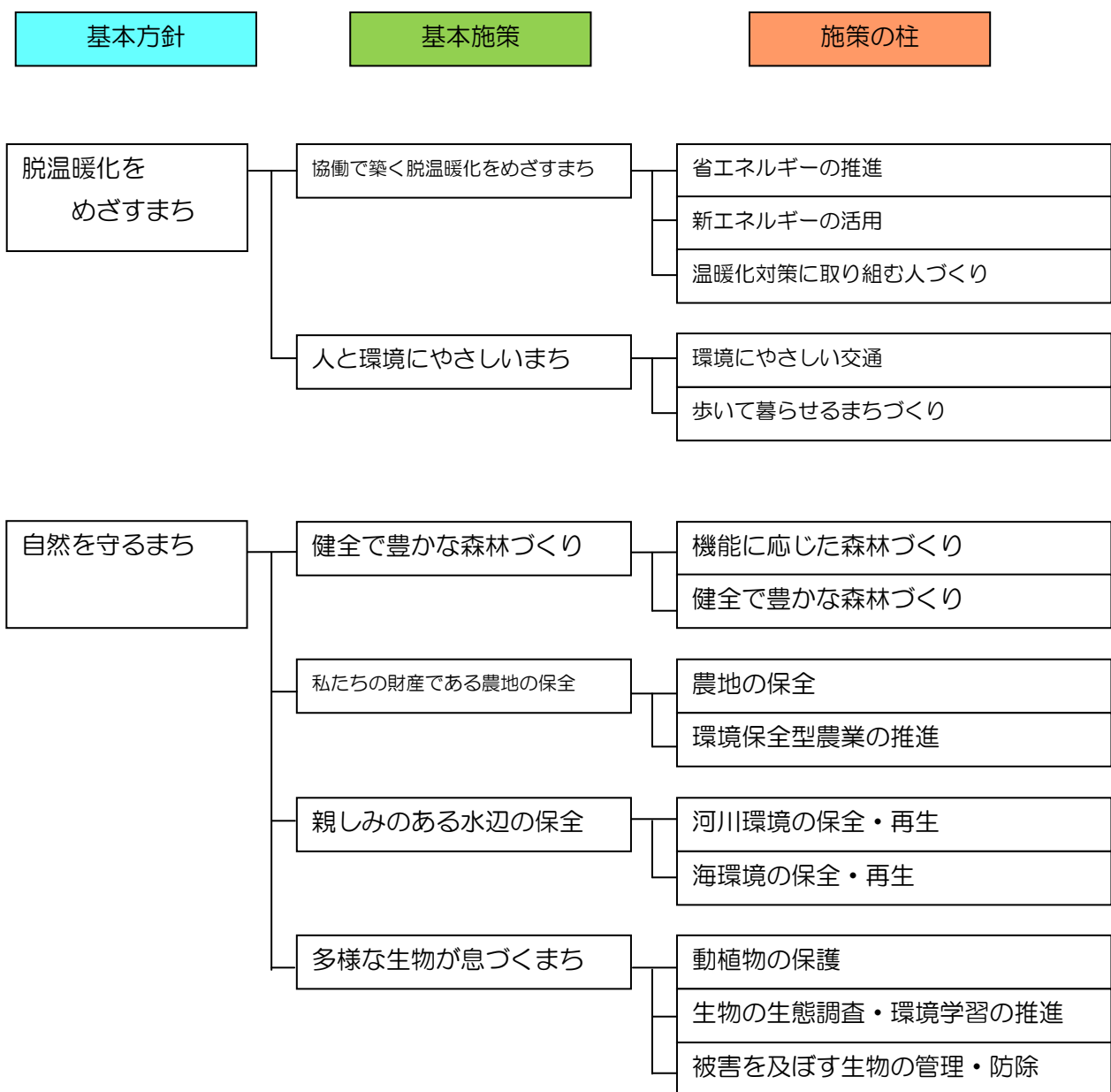
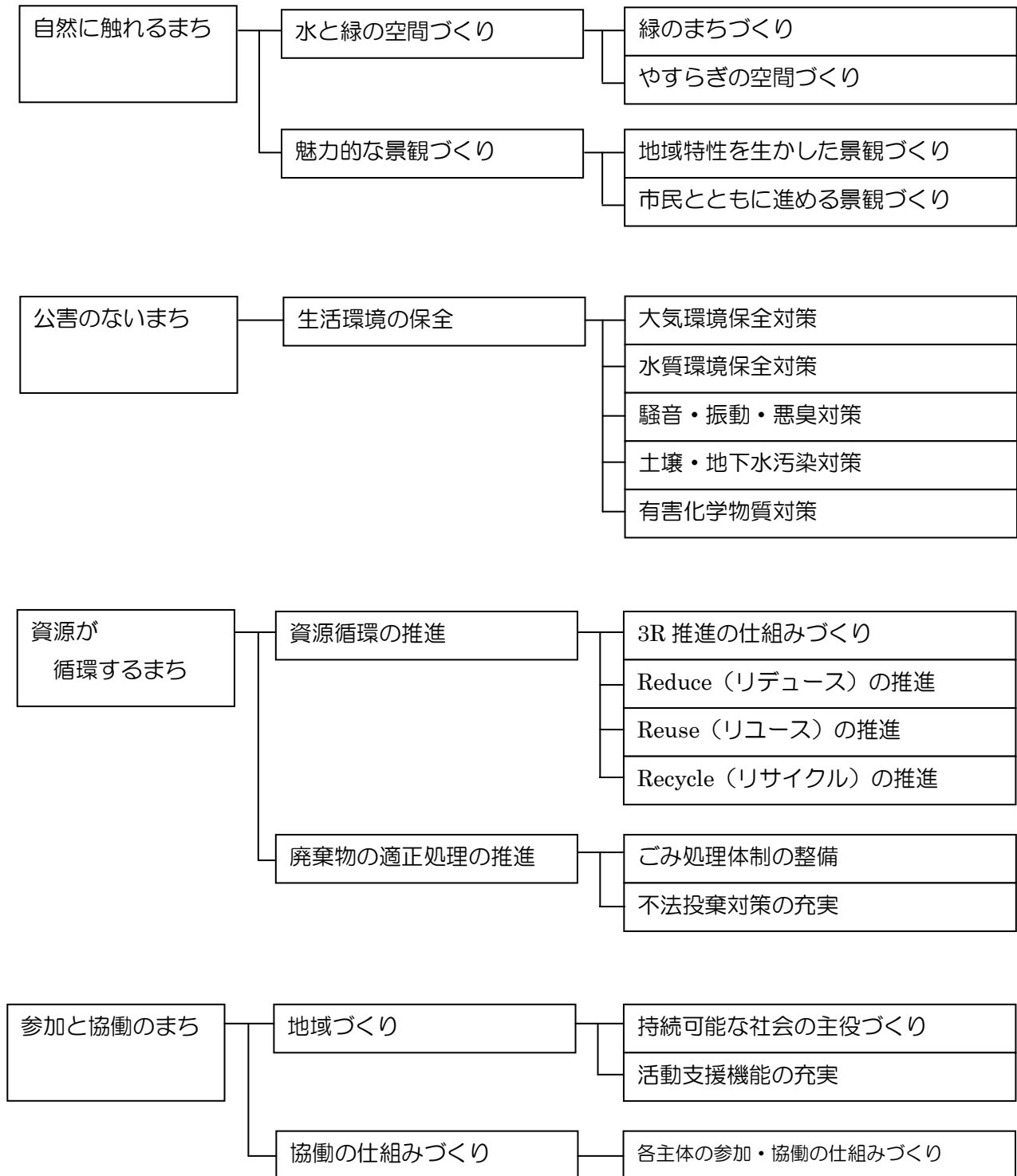


第4章 施策の基本的方向と各主体の取り組み

施策の体系

望ましい環境像「自然と共生するまち 八幡浜」を実現するために立てた 6 つの基本方針に含まれる施策を示します。





## 脱温暖化をめざすまち

### 基本施策 1 協働で築く脱温暖化をめざすまち

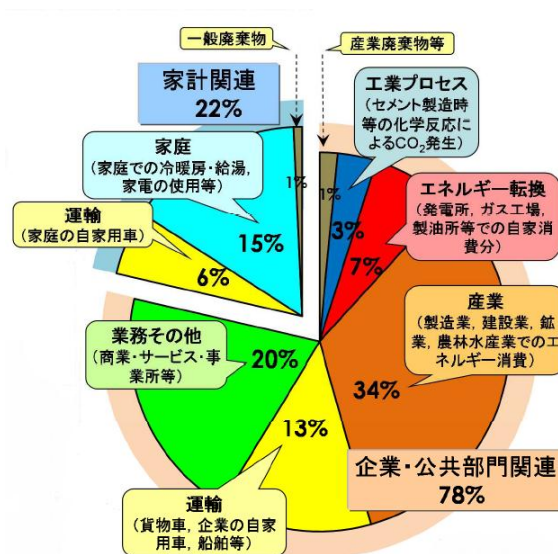
#### 1 現状と課題

地球温暖化は、私たちのさまざまな活動に伴い発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの増大により引き起こされており、私たちの生活に深刻な影響をおよぼすことが懸念されています。そのため、世界中で温室効果ガスの削減を推進するため平成9年（1997年）に京都議定書が議決されました。また、環境基本計画策定のために行ったアンケート調査によると、関心のある環境問題として地球温暖化は、市民アンケートでは全体の52.5%、事業所アンケートでは全体の34.0%の回答があり、高い関心を示していることが分かりました。

日本においても、京都議定書の温室効果ガス削減の目標である「2012年（平成24年）までに1990年（平成2年）比6%削減」に向けて、行政のみならず産業界をはじめとするあらゆる分野で削減の取り組みを進めてきましたが、2011年（平成23年）における国全体の温室効果ガスの総排出量は13億800万tで、京都議定書の規定による基準年と比べると、3.7%（4,640万t）の増加となっています。

また、温室効果ガス削減に向けた主な取り組みとして、八幡浜市では、再生可能エネルギーの利用促進のため住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助、小中学校への太陽光発電システムの設置、使用済み天ぷら油をバイオディーゼル燃料に精製し公用車に使用するなどの取り組みを行っています。しかし、石油などの化石燃料を用いるエネルギーと比較して温室効果ガスの排出量が少なく、さらに持続的な利用が可能である再生可能エネルギーの利用の普及はまだまだ不十分であり、再生可能エネルギーの導入促進は今後の課題となっています。

八幡浜市の今後の温暖化対策については、地域の実情に応じた対策を講じていく必要があります。それには、公共施設の改修・改築による省エネ対策、省エネ機器・設備の導入促進、再生可能エネルギー利用の普及・促進、エコ自動車の普及などの直接的な削減対策を講じていくとともに、市民、事業者への普及啓発および情報提供により生活スタイルやビジネススタイルの転換を図っていくことも重要です。



温室効果ガス排出量 (部門別割合)

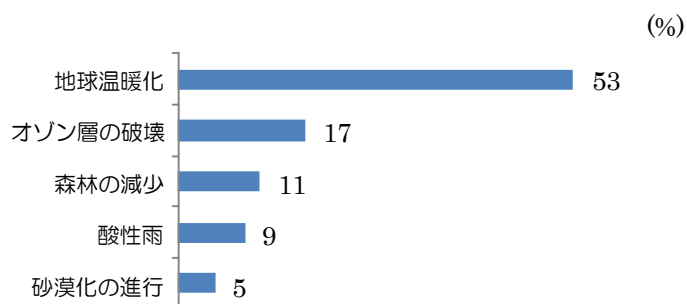
資料 日本国温室効果ガスインベントリ報告書(NIR)

八幡浜市の温室効果ガス (二酸化炭素) 排出量

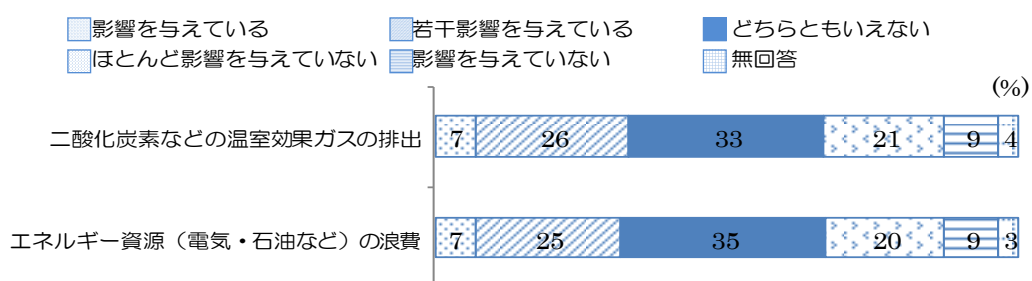
(t-CO<sub>2</sub>/年)

	H16		H22		増減率
	排出量	割合	排出量	割合	
産業部門	52,608	25.2%	36,727	20.9%	▲30.2%
民生家庭部門	43,849	21.0%	35,033	19.9%	▲20.1%
民生業務部門	39,457	18.9%	35,420	20.1%	▲10.2%
運輸部門	72,671	34.8%	68,657	39.0%	▲5.5%
合計	208,585	100.0%	175,837	100.0%	▲15.7%
人口	42,730	-	39,218	-	▲8.2%
一人当たり排出量	4.9	-	4.5	-	▲8.2%

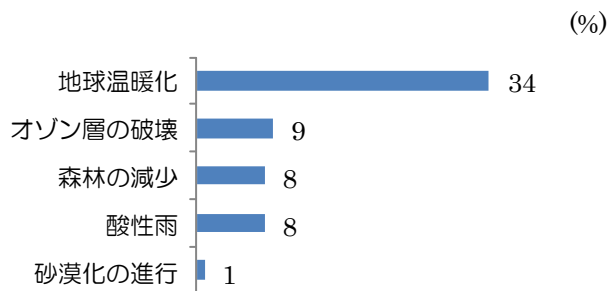
市民が関心を持っている環境問題（一部抜粋） （市民アンケートより）



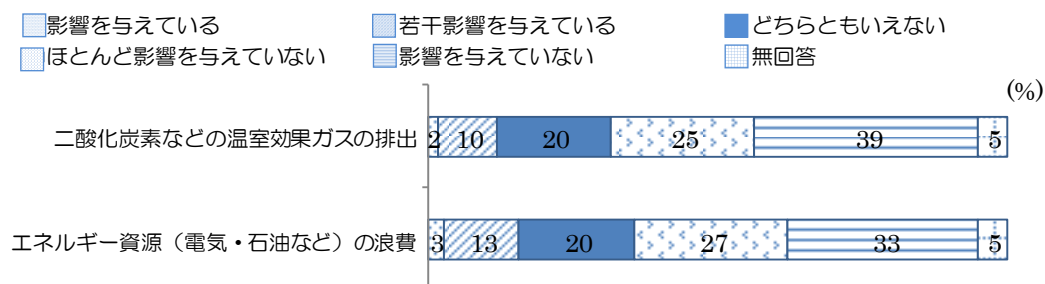
市民が日常生活において環境に及ぼしている影響（一部抜粋） （市民アンケートより）



事業所が関心を持っている環境問題（一部抜粋） （事業所アンケートより）



事業活動において環境に及ぼしている影響（一部抜粋） （事業所アンケートより）

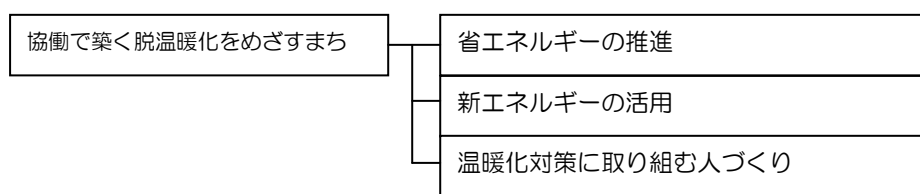


## 2 基本方向

温室効果ガスの大幅な削減を実現するには、さまざまな施策を実践する必要があります。

そのためには、産業部門の排出量を削減するだけでなく、エコ自動車の導入、エコドライブの実践による運輸・交通部門での取り組み、そして家庭部門においては、再生可能エネルギーの利用促進、二酸化炭素吸収源である森林の保全、市民の理解と協力に基づく省エネルギーへの生活スタイルの転換などによる取り組みを中心として温室効果ガスの排出抑制に取り組む必要があります。

## 3 施策の柱



## 4 目標

八幡浜市の温室効果ガス排出量のほとんどを二酸化炭素が占めることから、二酸化炭素排出量を削減目標の対象とします。

指標	算定式	基準値	目標
市全体の二酸化炭素総排出量	1年間の二酸化炭素排出量	17.6万t-CO2 (H22)	毎年 1%削減

※ 削減目標については、国の動向により必要に応じて見直します。

関連指標の方向性

指標	算定式	基準値		方向
産業部門 CO2 排出量	製造業・農林水産業・建設業における1年間の二酸化炭素排出量	3.7万 t-CO2	H22	減少
家庭部門 CO2 排出量	家庭における1年間の二酸化炭素排出量	3.5万 t-CO2	H22	減少
事業系部門 CO2 排出量	商業・サービス業における1年間の二酸化炭素排出量	3.5万 t-CO2	H22	減少
運輸部門 CO2 排出量	自動車などの1年間の二酸化炭素排出量	6.9万 t-CO2	H22	減少
1世帯当たりの 1年間の電気の使用量	1世帯における1年間の電気使用量 家庭部門電気使用量 ÷ 世帯数 (H22.12末現在)	4,133 kWh	H22	減少
新エネルギーの導入状況	住宅用太陽光発電システムの設置補助件数(年度)	299.14 kWh (79件)	H24	維持
温暖化に係る 環境学習の参加者数	温暖化防止に関する学習会(BDF事業など)の参加者	80人	H24	増加

5 具体的施策

**省エネルギーの推進**

～ 省エネルギーに取り組み、二酸化炭素を減らします ～

地球温暖化の深刻化や化石燃料の枯渇など私たちのエネルギーを取り巻く環境は、日に日に悪化しています。地球温暖化を最小限に抑えるためにも、可能な限り省エネルギーに取り組み、エネルギーを有効に利用することが重要です。

近年では、家庭でのエネルギー消費が非常に多くなっており、温室効果ガス増加の一因となっています。そのため省エネルギー対策などの取り組みを推進していくことにより、二酸化炭素を減らすまちをめざします。

施策

(1) 家庭部門の省エネルギー対策

①省エネ生活の普及

### ① 協働で築く脱温暖化をめざすまち

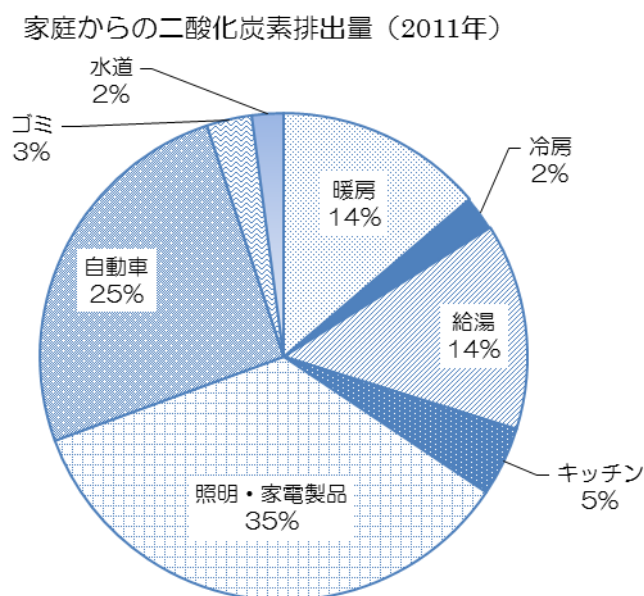
- 電化製品の買い替え時には、省エネ型の製品の購入を推進します。
- 太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を推進します。
- 自動車の買い替え時には、エコ自動車の購入を推進します。
- 省エネ教室の開催により意識の向上を推進します。
- 食品などの地産地消を促進し、輸送によるエネルギー消費を削減します。

### ②省エネ生活の実践

- 省エネに関するガイドブックなどを参考に、家庭でできる省エネ行動を促進します。
- 環境家計簿を使用して、家庭のエネルギー使用量の把握を推進します。
- エコドライブの実践を推進します。
- 徒歩や自転車の利用を促進します。
- 環境に配慮した商品やサービスなどを優先的に選択するグリーン購入を促進します。

### ③省エネ対策

- うちエコ診断の受診を促進し、家庭のエネルギー使用量、二酸化炭素排出量の把握を推進します。
- 長期優良住宅や省エネ住宅の普及を促進します。
- 屋上の緑化や壁面の緑のカーテンなどの住宅緑化を推進します。



資料 温室効果ガスインベントリオフィス



(2) 事業者の省エネルギーの推進

①省エネ事業活動の普及

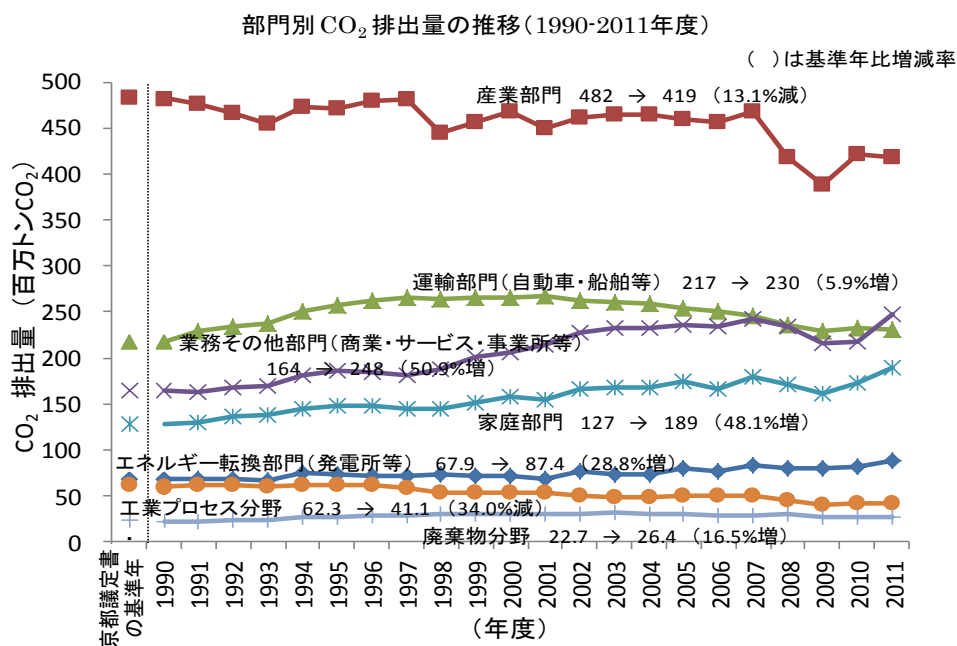
- 営業時間の見直しを推進します。(サマータイム制などの導入)
- 事務機の更新時には、省エネ型の事務機の導入を推進します。
- 太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を推進します。
- 社用車の買い替え時には、エコ自動車の購入を推進します。

②省エネ事業活動の実践

- 省エネに関するガイドブックなどを参考に、事業所でできる省エネ行動を促進します。
- エコドライブの実践を推進します。
- ノーマイカーデーによる、徒歩や自転車の利用を推進します。
- 環境に配慮した商品やサービスなどを優先的に選択するグリーン購入を促進します。

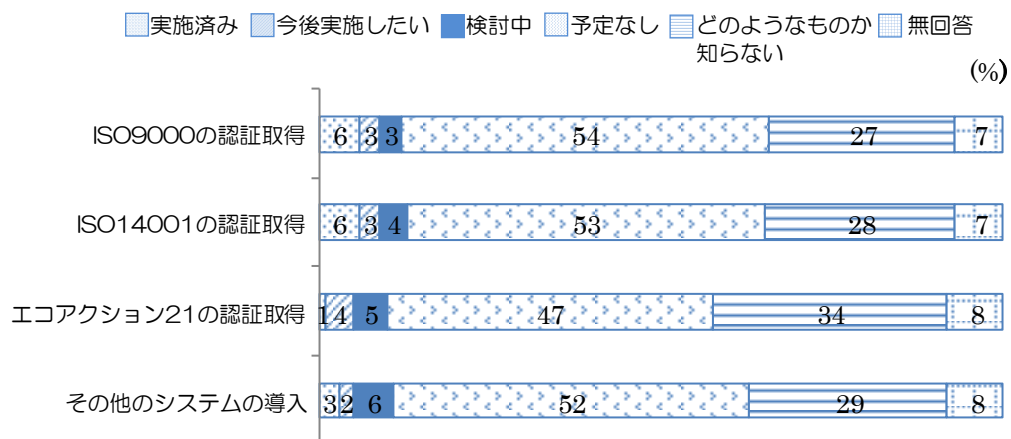
③省エネ対策

- 事業所全体の温室効果ガス排出量の把握を促進します。
- 環境マネジメントシステム(エコアクション 21・ISO14001 など)の導入を推進します。
- ESCO 事業への取り組みを推進します。
- 企業向けの省エネルギー診断の受診を促進し、事業所の省エネ対策を推進します。



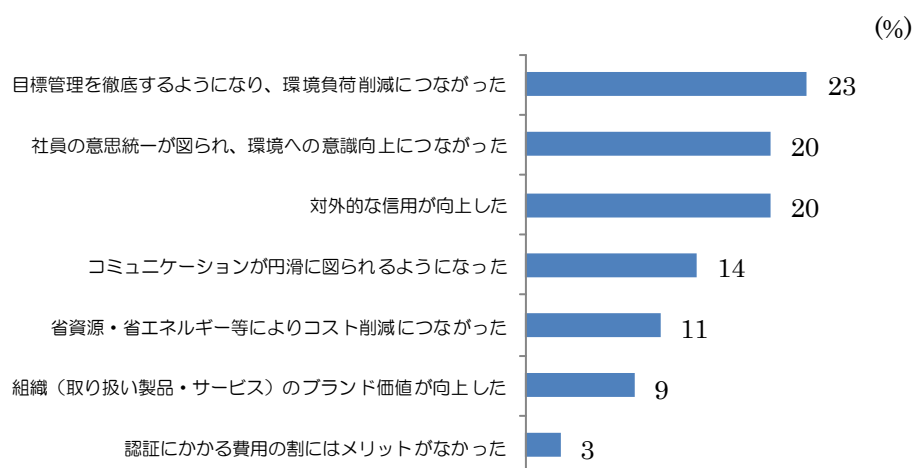
環境に関する管理手法（環境マネジメントシステム）を導入しているか（抜粋）

（事業所アンケートより）



環境マネジメントシステムの認証効果について

（事業所アンケートより）



**新エネルギーの活用**

～ 環境にやさしいエネルギーのまちにします ～

地球温暖化の防止には、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減、そして石油などの化石燃料への依存を減らすことが必要不可欠です。そのために、再生可能エネルギーなどの新エネルギーの導入をさまざまな分野において推進し、環境にやさしいまちづくりを市民・事業者との協働で取り組んでいきます。

しかし、新エネルギーには、多くの課題もあります。化石燃料と比べ、エネルギーに変換するための費用が掛かる割には、一度にたくさんつくることができません。また季節や昼夜によって、発電量が変動します。私たちの暮らしにおいて、電力やガソリンなど、エネルギーの消費量は増え続けています。技術開発は進んでいますが、消費量が増え続けるままでは、エネルギー資源の不足や地球温暖化の問題は解決しません。

新エネルギーは、地域にある資源を活用するエネルギーです。恵まれた資源をどう生かし、暮らしやすい未来のために、多様なエネルギーをどのように使うのかを考えることが大切です。

施策

(1) バイオマスエネルギーの利活用

- ・使用済み天ぷら油からのバイオディーゼル燃料(BDF)の製造および利用拡大を促進します。
- ・木質ペレットなどの木質バイオマスの利用を推進します。
- ・バイオマス活用のためのプロジェクトなどへは、積極的に参加します。
- ・バイオマスエネルギーに関する情報提供を促進します。

八幡浜市じゃこ天国油田化プロジェクト(H21.5～)

※ 地区公民館回収分

	H21	H22	H23	H24
廃食用油回収量	2,883 ㍗	4,786 ㍗	5,171 ㍗	4,304 ㍗
精製 BDF 量	2,594 ㍗	4,307 ㍗	4,653 ㍗	3,873 ㍗
CO2 削減量	6,796kg	11,284kg	12,190kg	10,147kg
ごみ削減量	2,652kg	4,403kg	4,757kg	3,959kg

【八幡浜市じゃこ天国油田化プロジェクトとは】

市内から排出される使用済み天ぷら油を回収するとともに、そこから精製したバイオディーゼル燃料をごみ収集車などの公用車に使用して、二酸化炭素の排出量削減、廃棄物の減量化に取り組み、地球温暖化対策および循環型社会の構築を目指すプロジェクトです。

この取り組みは、「じゃこ天」の製造が盛んな八幡浜市が、使用済み天ぷら油という軽油に代わるバイオディーゼル燃料の油田を擁している一つの国（地域）という事で『八幡浜市じゃこ天国油田化プロジェクト』と名付けました。

(2) 再生可能エネルギーの利活用

- ・住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度を促進します。
- ・公共施設における再生可能エネルギー設備の導入を推進します。
- ・八幡浜市内における再生可能エネルギーの設置可能性について調査・研究します。
- ・未利用エネルギー（工場の廃熱など）の有効活用について調査・研究します。
- ・再生可能エネルギーに関する情報提供を促進します。

温暖化対策に取り組む人づくり

～ 市民・事業者とともに二酸化炭素を減らします ～

環境にやさしいまちの実現には、行政のみならず市民・事業者など多様な主体が連携し、それぞれが自らの役割を認識し、実践していく必要があります。地球温暖化防止のために環境学習の充実を図り環境保全に取り組む人材の育成を行っていくとともに、温暖化対策を推進していくための仕組みを構築していく必要があります。

施策

(1) 環境学習・人材の育成

- ・地球温暖化に関する情報提供を促進します。
- ・地球温暖化に関する環境学習の充実を図ります。

- 家庭、事業所、地域などのあらゆる場において、地球温暖化について考える機会が増えるように努めます。（広報・市 HP などによる啓発）
- 愛媛県地球温暖化防止活動推進員の育成を推進します。
- 図書館などにおける環境関連書籍の充実を図ります。

(2) 温暖化対策の仕組みづくり

- 八幡浜市地域省エネルギービジョンを推進します。
- 八幡浜市地球温暖化対策実行計画を推進します。
- 愛媛県地球温暖化防止活動推進センターとの協働による温暖化対策事業に取り組みます。
- 温室効果ガスの吸収源対策（森林整備など）を推進します。
- 市民、事業者とともに取り組む森林保全活動などの地球温暖化対策を推進します。

6 各主体の主な取り組み

◎省エネルギーの推進

取り組み	市民	事業者	行政
省エネ対策を進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 家庭、地域でできる省エネを実践</li> <li>• エコ自動車の導入</li> <li>• エコドライブの実践</li> <li>• 省エネ診断の受診</li> <li>• 省エネ型の電化製品を使用</li> <li>• 環境家計簿をつける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業所でできる省エネを実践</li> <li>• 省エネ診断の受診</li> <li>• 省エネ型の事業機器の使用</li> <li>• エコ自動車の導入</li> <li>• エコドライブの実践</li> <li>• 貨物自動車の交通量削減を推進</li> <li>• 環境マネジメントシステムの認証取得</li> <li>• 事業活動内容の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 省エネ対策の普及啓発</li> <li>• 省エネ診断の受診</li> <li>• 省エネ診断の推進</li> <li>• 公共施設での省エネ率先行動</li> <li>• エコ自動車の利活用</li> <li>• エコドライブの実践</li> <li>• 省エネルギービジョンの推進</li> <li>• 温暖化対策実行計画の推進</li> </ul>

## ◎新エネルギーの活用

取り組み	市民	事業者	行政
新エネルギー導入を進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電システムの設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光などの再生可能エネルギーや排熱などの未利用エネルギーの利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光エネルギーの導入促進</li> <li>太陽光発電システム設置補助制度の拡充</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>新エネルギーの導入の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新エネルギーの導入の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設に再生可能エネルギー利用システムを導入</li> <li>事業者の新エネルギー導入を啓発、支援</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>じゃこ天国油田化プロジェクトへの協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>じゃこ天国油田化プロジェクトへの協力</li> <li>バイオディーゼル燃料の利用拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>じゃこ天国油田化プロジェクトの促進と取り組み支援</li> </ul>

## ◎温暖化に取り組む人づくり

取り組み	市民	事業者	行政
環境学習・人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>温暖化に関する学習</li> <li>環境に関する情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>温暖化に関する学習</li> <li>環境に関する情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習の機会の提供</li> <li>温暖化に関する情報提供</li> <li>温暖化防止活動推進員の育成</li> </ul>
仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域省エネルギービジョンの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域省エネルギービジョンの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>温暖化対策実行計画の推進</li> <li>地域省エネルギービジョンの推進</li> <li>温暖化防止活動推進センターとの協働</li> </ul>

基本施策 2 人と環境にやさしいまち

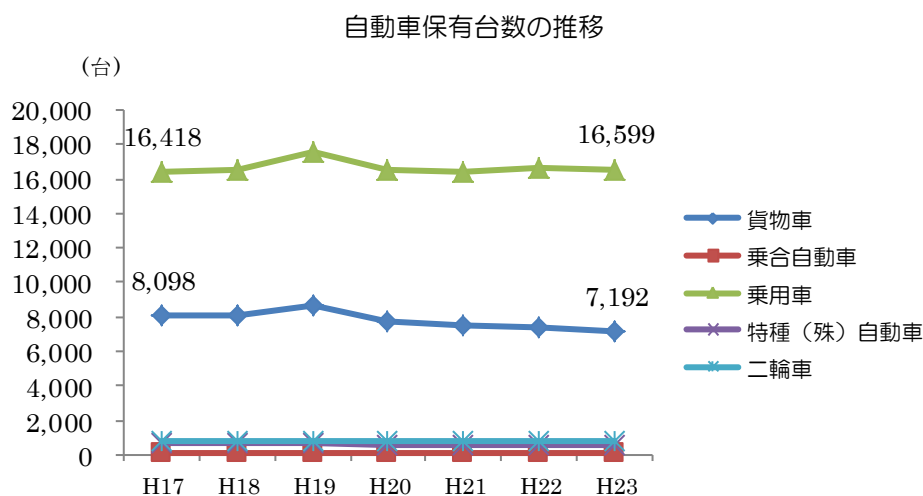
1 現状と課題

社会環境が変化する中、これまでのような大量生産・大量消費にともなう拡大を基本としたまちづくりでは、さらに自動車に依存した生活をもたらし、環境負荷の増大などさまざまな問題を引き起こすことが懸念されます。

地球温暖化の主な原因である温室効果ガス排出量のうち、運輸部門からの温室効果ガス排出量は高い割合を占めており、八幡浜市内の自家用自動車登録台数についても、増加傾向を示しています。また、鉄道やバスなどの公共交通機関の利用者数は、減少傾向にあります。

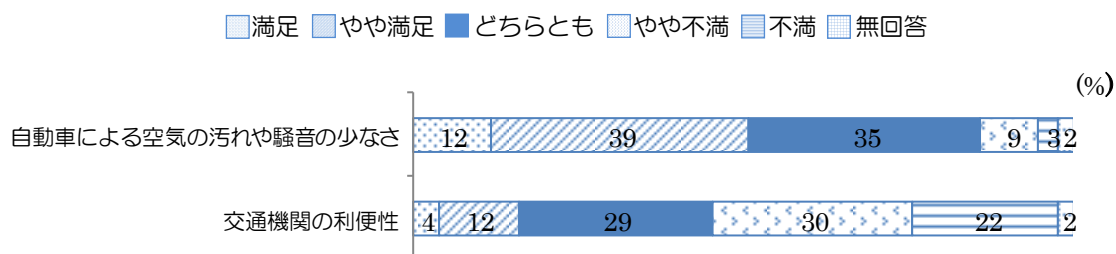
八幡浜市の運輸部門における平成22年度（2010年）の温室効果ガス排出量は、約68,657t-CO<sub>2</sub>で市全体の温室効果ガスの排出量の39%を占めており、各部門の中で一番多い割合となっています。今後、運輸部門での温室効果ガスの削減を進めるためには、バスやタクシーなどへのエコ自動車やクリーン燃料の導入推進、さらに、自家用自動車対策として、エコ自動車への転換やエコドライブの実践、カーシェアリングの普及を推進していく必要があります。また、エネルギーや交通機関が効率的に利用できるよう、さまざまな都市機能がコンパクトに集積した集約型のまちの構築を推進します。

自動車の利用を減らし、徒歩や自転車の利用により環境にやさしいまちづくりを進めることは、温室効果ガスの排出量削減にもつながることから、今後より一層重要となってきます。

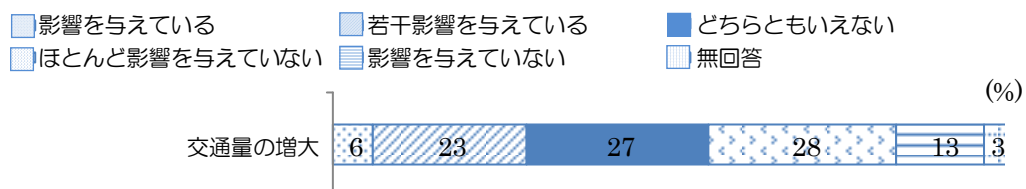


資料 愛媛県統計情報データベース

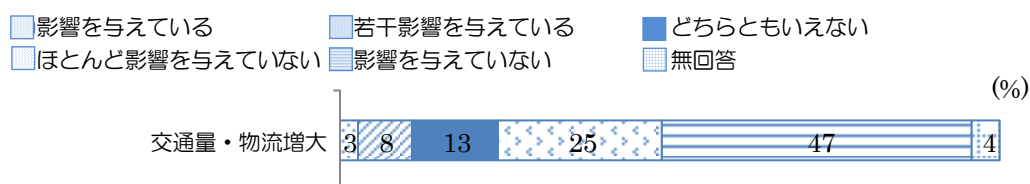
環境について感じていること（一部抜粋）（市民アンケートより）



市民が日常生活において環境に及ぼしている影響（一部抜粋）（市民アンケートより）



事業活動において環境に及ぼしている影響（一部抜粋）（事業所アンケートより）

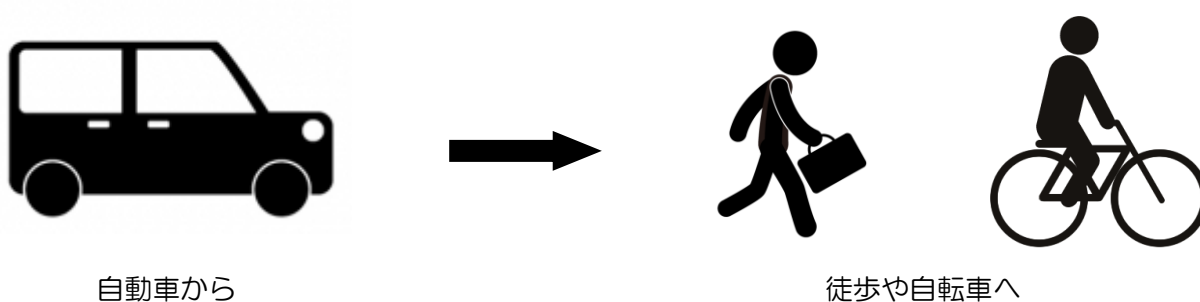




## 2 基本方向

温室効果ガスの削減のためには、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用促進、私たちの生活スタイルの転換などとともに集約型のまちの構築に取り組むことが重要となってきます。

八幡浜市においても、これまでの自動車を中心とした交通手段から、徒歩や自転車の利用転換を促進するとともに中心市街地においてコンパクトな拠点機能の整備を推進し、自動車由来の温室効果ガスの削減をめざします。



## 3 施策の柱



## 4 目標

八幡浜市の温室効果ガス排出量のほとんどを二酸化炭素が占めることから、二酸化炭素排出量を削減目標の対象とします。（※基本施策1と共通の目標です。）

指標	算定式	基準値	目標
市全体の二酸化炭素総排出量	1年間の二酸化炭素排出量	17.6万 t-CO <sub>2</sub> (H22)	毎年 1%削減

※ 削減目標については、国の動向により必要に応じて見直します。

## 関連指標の方向性

指標	算定式	基準値	方向
運輸部門の二酸化炭素排出量	自動車などの1年間の二酸化炭素排出量	6.9万 t-CO <sub>2</sub> H22	減少
自転車駐輪場の収容台数	公共自転車駐輪場の収容台数	200 台 H25	増加
公用車のエコ自動車の台数	市が保有するエコ自動車の台数	5 台 H25	増加

## 5 具体的施策

## 環境にやさしい交通

～ 環境に配慮した交通により二酸化炭素を減らします ～

自動車での移動を中心とする生活スタイルが定着し、自家用自動車の保有台数が増加しています。自動車利用の過度の依存は、地球温暖化の原因である二酸化炭素などの排出量を増加させ、大気汚染や騒音問題などの問題も引き起こしています。

こうした自動車利用による環境負荷を減らすためには、徒歩や自転車への利用転換を行う必要があります。そのためにも、徒歩や自転車で安全に利用できる道路整備や公共施設などにおける駐輪場の施設整備を推進していきます。

また、自動車については、エコ自動車への転換、エコドライブの実践を推進し、二酸化炭素の削減を図っていきます。

## 施策

## (1) 環境にやさしい交通

## ①マイカーからの利用転換

- ・マイカーの過度な利用を控え、適正利用を推進します。
- ・徒歩や自転車への利用転換の啓発を促進します。

## ②環境負荷の低減につながる交通施策の推進

- ・通勤などにおいてノーマイカーデーの実施を推進します。
- ・エコ自動車の普及を促進します。
- ・カーシェアリングを推進します。
- ・エコドライブの実践を推進します。
- ・安全に利用できる徒歩・自転車通行環境の整備を推進します。
- ・自転車駐輪場の整備・拡充に努めます。
- ・レンタサイクルを推進します。

- パーク&ライドを推進します。
- モーダルシフトを推進します。

(2) 円滑な交通の推進

- 市内幹線道路（大洲・八幡浜自動車道など）の整備を促進します。
- 道路渋滞箇所の解消に努めます。

歩いて暮らせるまちづくり

～ コンパクトなまちづくりで二酸化炭素を減らします ～

経済の成長とともに自動車への依存が高くなり、公共交通機関の利用者の減少にともなう減便や路線廃止による利便性の低下は、自動車への依存をさらに高めるという悪循環をもたらしました。

こうした状況を解消するためにも、楽しく歩いて暮らせるまちづくりの実現を図っていくことにより自動車由来の二酸化炭素の排出抑制を図ります。また、まちの力を向上させるための適正な土地利用や観光地などのネットワーク化を進めることにより、環境と共生した新しい地域活力の創出を図っていきます。

施策

(1) 環境にやさしいコンパクトなまちづくり

①コンパクトなまち

- 中心市街地における拠点機能の整備を推進します。
- 八幡浜、保内間において、交通の利便性向上を推進します。
- 安全に利用できる歩行者空間の整備を促進します。
- 沿道の住環境の改善、良好な住環境の形成を推進します。

②低炭素型のまち

- 市街地、JR 八幡浜駅、八幡浜みなとを結ぶ徒歩や自転車で楽しめるまちづくりを推進します。
- まちの整備による機能更新により、エネルギー効率の向上をめざします。
- 市内において自動車利用を必要としない土地利用・まちづくりを推進します。

(2) 歩いて楽しいまちづくり

①歴史・文化の活用

## ② 人と環境にやさしいまち

- 梅の堂三尊仏などの文化財の保全に努めます。
- アンティークな香り漂う旧白石和太郎洋館や旧東洋紡績赤レンガ倉庫などの保内町の懐かしいまち並みの保全に努めます。
- 地区間における、文化交流の充実を推進します。



梅の堂 三尊仏



旧白石和太郎洋館

### ②観光地のネットワーク化

- 歩いて巡る八幡浜観光マップなどの整備を推進します。
- 八幡浜みなと、おさかな牧場、市街地を結ぶネットワーク整備を推進します。
- 旧白石和太郎洋館、旧東洋紡績赤レンガ倉庫、美名瀬橋、もっきんロードなど懐かしい雰囲気が楽しめるまち並みを結びます。

### ③安全なまち

- 車両乗り入れ禁止区域などの整備を推進します。
- 徒歩や自転車のための案内看板設置を促進します。
- 徒歩、自転車の利用者に安全・快適な休憩所の提供を推進します。



6 各主体の主な取り組み

◎ 環境にやさしい交通

取り組み	市民	事業者	行政
環境に配慮した交通手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車から徒歩、自転車への転換</li> <li>ノーマイカーデーの実践</li> <li>エコ自動車の導入</li> <li>エコドライブの実践</li> <li>パーク&amp;ライドの利用</li> <li>マイカー適正利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ノーマイカーデーの実践</li> <li>通勤でのパーク&amp;ライドの利用</li> <li>エコ自動車の導入</li> <li>エコドライブの実践</li> <li>モーダルシフトへの転換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>徒歩や自転車への転換を促すための啓発</li> <li>安全な徒歩、自転車通行環境の整備</li> <li>ノーマイカーデーなどの実施を推進</li> <li>パーク&amp;ライドの拠点整備</li> <li>エコ自動車の導入</li> <li>円滑な自動車交通のための幹線道路整備</li> </ul>

◎ 歩いて暮らせるまちづくり

取り組み	市民	事業者	行政
歩いて暮らせるまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>徒歩、自転車の利用</li> <li>良好な住環境の形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>徒歩、自転車の利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>徒歩、自転車通行環境の整備</li> <li>良好な住環境の整備</li> <li>自動車を必要としないまちづくりの推進</li> </ul>
歩いて楽しいまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>徒歩でまちを巡る</li> <li>文化交流を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>徒歩、自転車利用者に安全、快適な環境の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財の保全</li> <li>観光地を結ぶネットワーク整備の推進</li> <li>安全な道路環境の整備の推進</li> </ul>

## 自然を守るまち

## 基本施策 3 健全で豊かな森林づくり

## 1 現状と課題

八幡浜市には、「森林浴の森 日本 100 選」に選ばれた諏訪崎があり、豊かな森林環境を形成しています。森林内の遊歩道沿いにはツワブキ、アジサイ（※）、ハナミズキ（※）やツバキなど四季折々の花々が咲いています。季節になるとツクシやワラビなどの山菜も顔を出し、山菜採りを楽しむほかキャンプも可能で豊かな自然を満喫できます。

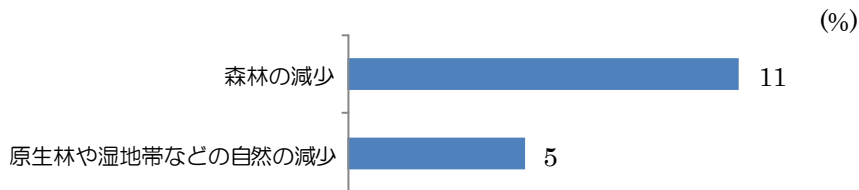
八幡浜市の森林面積は、7,072ha で総面積の約 53%を占め、ほぼすべてが民有林となっています。森林は、水源涵養機能や生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収による地球温暖化対策、山地災害の防止機能、自然公園など観光の場の提供などさまざまな公益的な機能を有しています。しかし、近年は、林業従事者の高齢化や後継者不足の深刻化、外国産材の輸入による国内生産への圧迫などにより林業が衰退し、手入れ不足から森林の荒廃が懸念されています。そのために、水源涵養機能や生物多様性の低下といった問題も生じています。

将来にわたって豊かな森林づくりを行っていくためには、森林整備の後継者の育成や森林整備のための財源確保、森林資源の利活用など多くの課題を抱えていますが、間伐などによる森林整備や林道などの基盤整備を進め、森林機能の増進を図る必要があります。

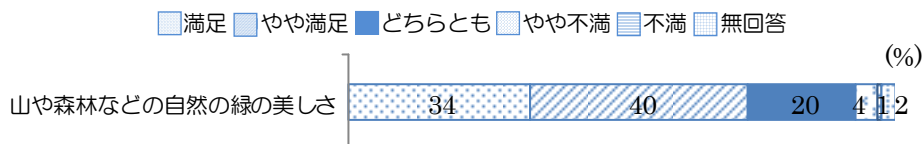
（※）アジサイ・ハナミズキは、外来植物の一種



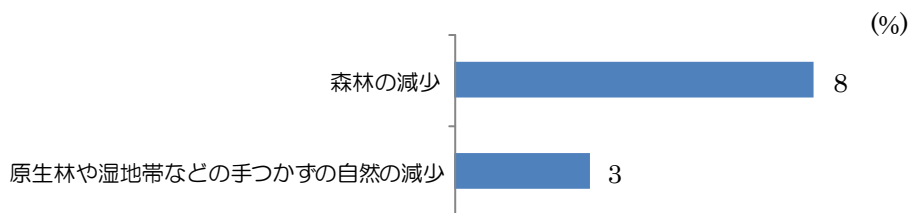
市民が関心を持っている環境問題（一部抜粋）（市民アンケートより）



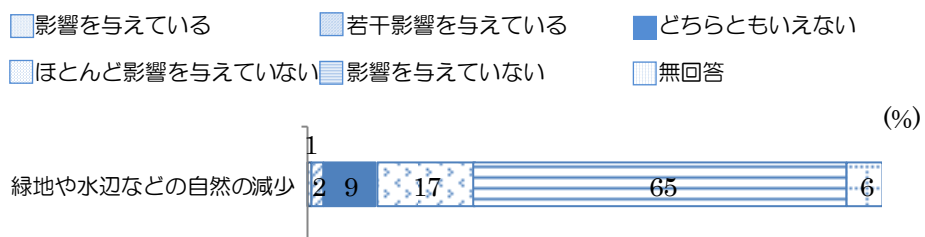
環境について感じていること（一部抜粋）（市民アンケートより）



事業所が関心を持っている環境問題（一部抜粋）（事業所アンケートより）



事業活動において環境におよぼしている影響（一部抜粋）（事業所アンケートより）



## 2 基本方向

八幡浜市の森林は市総面積の約 53%を占めていますが、後継者不足などにより荒廃が懸念されます。森林は水源涵養機能、生物多様性の保全機能、保健・レクリエーション機能など多くの公益的な機能を有しており、その機能の維持・向上、そして機能を十分に発揮できるように森林の整備および保全を進めていく必要があります。

そのためにも森林の公益的機能の重要性を周知し、市民、事業者の支援や国・県との連携により保全・再生を推進し、さらにはその利活用を図っていくことが必要です。

森林面積(H22)

区分	八幡浜市	愛媛県	全国
土地面積 (A)	13,303ha	567,833ha	37,790 千 ha
森林面積 (B)	7,072ha	401,147ha	25,100 千 ha
民有林面積	7,072ha	359,814ha	17,411 千 ha
林野率 (B/A)	53%	71%	67%

資料 八幡浜市ホームページ  
愛媛県ホームページ  
平成 23 年度版 林業白書

## 3 施策の柱



## 4 目標

計画的な間伐の実施により、豊かな森林づくり・森林の整備に努めます。

指標	算定式	基準値	目標
間伐整備された面積	市内の間伐整備面積	50ha H24	110ha/年

八幡浜市森林整備計画の間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐又は保育の標準的な方法による。



関連指標の方向性

指標	算定式	基準値	方向
森林面積	市内の森林面積	7,072 ha H23	維持
間伐面積	市内の間伐面積	50 ha H24	増加
人工林の面積	市内の人工林の面積	4,563 ha H23	維持
天然林の面積	市内の天然林の面積	2,320 ha H23	維持
林道の延長	林道の延長	58,498 m H13	増加

5 具体的施策

機能に応じた森林づくり

～ 機能が発揮される森林づくりをします ～

森林は、水源涵養機能、土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、生物多様性の保全機能など多くの機能を有しています。これらの発揮を期待する機能ごとの森林区域を明らかにし、その機能を十分に発揮できるように森林整備・保全を行う必要があります。

施策

(1) 水源涵養機能

- ・ 樹木の適切な保育時間を守ります。
- ・ 適切な間伐を促進します。
- ・ 下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進します。
- ・ 伐採間隔の拡大を図ります。
- ・ 伐採にともなって発生する裸地の縮小および分散を図ります。

- (2) 土壌保全機能
  - ・地形、地質などを考慮し、森林床の裸地化の縮小および回避に努めます。
- (3) 快適環境形成機能
  - ・大気浄化に有効な森林構成の維持に努めます。
  - ・保安林の指定、適切な管理に努めます。
- (4) 保健・レクリエーション機能
  - ・広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進します。
- (5) 木材の生産機能の維持増進
  - ・生産目標に応じた造林、伐採方法を促進します。
  - ・適切な造林、保育および間伐などの実施、森林施業の集約化などを通じた効率的な森林整備を推進します。

### 健全で豊かな森林づくり

～ 豊かな森林を守り育てます ～

森林は、人々が憩い、やすらぎを与えてくれる場でもあることから、自然体験学習の場やグリーンツーリズムなどの観光資源としての活用を図っていくとともに、木質バイオマス資源としての利用など、材料としての利用だけではなく、新たな利活用を考えていく取り組みも必要です。

#### 施策

- (1) 森林づくり
  - ①森林づくり活動の推進
    - ・林業体験、木育教室などの市民が参加する森林づくり活動を推進します。
    - ・林業従事者の育成に努め、森林保全を促進します。
  - ②森林に対する意識の向上
    - ・「緑のダム」として重要な役割を担う森林についての理解を深めます。
    - ・森林や林業に関する情報提供とともに、森林環境学習の充実を図ります。

(2) 森林資源の活用

①体制づくり

- ・森林整備、林業の労働力アップ、適切な間伐などにより、木材の生産性を高め、計画的な木材生産体制の確立を推進します。
- ・所有山林の整備を促進します。

②人材の育成

- ・森林ボランティアや森林育成インストラクターの育成・支援を推進します。
- ・林業事業者の支援により、安定的な事業量の確保を推進します。

③木材の需要拡大

- ・市民の地域材に対する理解を図り、木材の地産地消を推進します。
- ・消費者の信頼を高めるために、森林認証制度の取得を推進します。
- ・林業、木材産業、大工、工務店などの連携強化により、地域材を使った安全・安心な家づくりを推進します。
- ・公共施設や事業所などでの地域材の利用を促進します。

(3) 森林資源を活用した産業

①森林資源を活用した観光プランなどの企画開発

- ・森林資源を活用したグリーンツーリズム、エコツーリズム、スポーツツーリズムなどの企画開発を推進します。

②木質バイオマスの利用促進

- ・間伐材、樹皮、剪定枝などの木質資源をエネルギーとして有効活用する、木質バイオマスシステムの構築を推進します。

③消費者ニーズに合った木製品の創出

- ・間伐材などを使って消費者ニーズに合った木製品の創出を推進します。

6 各主体の主な取り組み

◎機能に応じた森林づくり

取り組み	市民	事業者	行政
機能に応じた森林づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の役割について理解を深める</li> <li>・森林ボランティア活動への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林整備計画に基づき、機能に応じた森林整備を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林整備計画に基づき、機能に応じた森林整備を推進</li> </ul>

◎健全で豊かな森林づくり

取り組み	市民	事業者	行政
健全で豊かな森林づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の役割について理解を深める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の役割について理解を深める</li> <li>・森林、林業に関する情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林、林業に関する情報提供</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有している森林の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な整備・維持管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業施策の推進</li> <li>・適正な整備、維持管理</li> <li>・現状把握と整備計画への活用</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業体験や森林ボランティア活動への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業体験などの森林整備の機会創出に協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林ボランティアなど人材育成の推進</li> <li>・森林組合やボランティア団体と連携し、森林ボランティア活動を推進</li> <li>・林業体験などの機会提供と支援</li> </ul>
木材の需要拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐材など地元産材を使用した製品の利活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐材などを建材、バイオマス燃料などへ活用</li> <li>・資源の地産地消</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐材など地元産材の積極的な利活用</li> </ul>
森林資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーンツーリズムなどへの参加</li> <li>・バイオマス燃料の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーンツーリズムなどを企画</li> <li>・バイオマス燃料の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーンツーリズムなどを推進</li> <li>・バイオマス燃料の推進</li> </ul>

基本施策4 私たちの財産である農地の保全

1 現状と課題

八幡浜市は、平地の乏しい地形であり、先人の努力によって山地の傾斜地に耕地が開拓され、古くからみかんを主体とした柑橘生産を行ってきました。

近年、農業をとりまく環境は大きく変化しており、消費需要の低迷や自然災害などの影響により、農業経営は厳しい状態となっています。さらには、生活スタイルの変化にともなう農業の衰退、過疎化・少子高齢化などによる農業後継者不足および農業従事者の兼業化、イノシシなどの野生動物による鳥獣被害は、農地の荒廃をより加速させており、早急に取り組むべき課題となっています。耕作放棄地の増加や土地利用の転換などによって、全国的なみかん産地である八幡浜市の農業が衰退し、農地の減少による環境保全機能の維持が危惧されることも考えられます。

将来にわたり、農地の保全・再生を図っていくためには、農地を管理するための後継者の確保、持続的に活動していくための経済性の確保、農業基盤の整備を図り農用地の有効利用を推進するなどさまざまな課題を解決していく必要があります。

土地利用状況

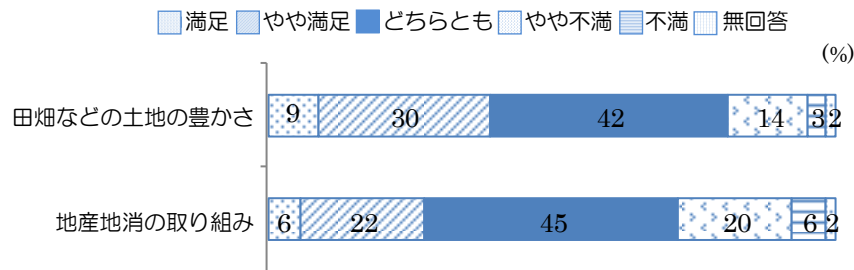
(H24.1.1 現在)

区分	面積 (km <sup>2</sup> )	構成比 (%)
農地 (田・畑)	32.26	24.25
宅地	5.00	3.76
池沼	0.02	0.01
山林・原野	40.56	30.49
雑種地	1.38	1.04
その他	53.81	40.45
合計	133.03	100.00

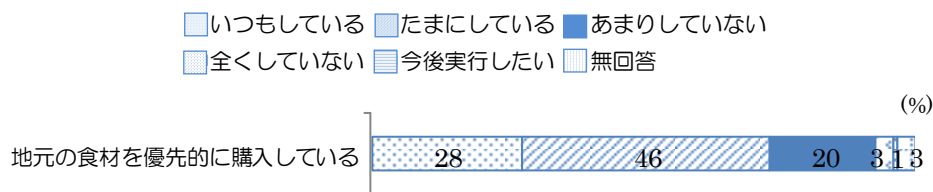


資料：固定資産税概要調書

## 市民が環境について感じていること（一部抜粋）（市民アンケートより）



## 個人や家庭で取り組んでいること（一部抜粋）（市民アンケートより）



## 2 基本方向

八幡浜市では、海沿いの傾斜地に農園地が分布しており、太陽からだけではなく海からの恵みも大いに受けた柑橘類が実ります。しかし、平地の乏しい限られた地域であるため、耕作放棄地の発生予防に向けては、計画的な土地利用に取り組んでいく必要があります。また、高品質の八幡浜ブランド農産物を安定して栽培推進するなど地域が支える農業振興策を推進し、身近にある農地を保全・活用していかなければなりません。健全な農業を守るために、地産地消の推進や生産物の付加価値化にもつなげる農薬や化学肥料を軽減した人にも環境にもやさしい農業などの実現に向けた取り組みを推進します。

農業は食糧生産だけでなく、田畑による地下水の涵養機能や生物多様性の維持など多面的な機能をもっており、これらの機能保全を推進していきます。

## 第4章 自然を守るまち

### 農家人口・農家数

(人・戸)

年度	農家世帯員数	総農家戸数	自給的農家戸数	販売農家戸数	専業農家戸数	兼業農家戸数
H17	7,389	2,249	321	1,928	924	1,004
H22	6,201	2,036	304	1,732	973	759

資料 2005 農林業センサス  
2010 世界農林業センサス

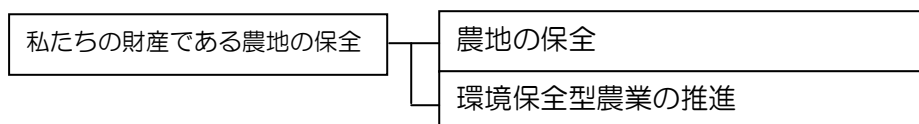
### 経営耕地面積・耕作放棄地面積

(ha)

年度	経営耕作地面積	耕作放棄地面積	耕作放棄率
H17	2,784	226	7.5%
H22	2,622	310	10.6%

資料 2005 農林業センサス  
2010 世界農林業センサス

## 3 施策の柱



## 4 目標

私たちの財産である農地を守るため、耕作放棄地を無くします。

指標	算定式	基準値	中間目標	最終目標
耕作放棄率	市内の耕作放棄地面積 / 市内の経営耕地面積 + 市内の耕作放棄地面積 × 100	10.6% H22	8% H35	5% H45

## 関連指標の方向性

指標	算定式	基準値	方向
耕作放棄率	$\frac{\text{市内の耕作放棄地面積}}{\text{市内の経営耕地面積}} + \text{市内の耕作放棄地面積} \times 100$	10.6 % H22	減少
経営耕地面積	市内の経営耕地面積	2,623 ha H22	維持
耕作放棄地面積	市内の耕作放棄地面積	310 ha H22	減少
エコファーマー認定数	愛媛県によるエコファーマー認定数	5 件 H24	増加

## 5 具体的施策

## 農地の保全

～ 農地環境の減少や悪化を減らします ～

優良農地の確保と農地の有効的・計画的利用の促進により、八幡浜ブランドとしての農産物供給を推進します。しかし、農地面積は減少傾向にあり、農業後継者の減少と高齢化にともない耕作放棄地は拡大しているため、農地集積も必要です。農地の減少を食い止め、農地を確保します。

## 施策

## (1) 農地の保全

## ①計画的な土地利用

- ・住宅地などの整備に際しては、農地転用許可制度の適正な運用により、計画的な土地利用の確保を図ります。

## ②耕作放棄地の発生予防

- ・耕作放棄地の発生を未然に予防するため、関係各所との連携のもと、農業後継者への農地の利用集積を促進します。
- ・農地やその周辺的环境保全を図るため、農家だけでなく、地域住民などの保全活動参加を推進します。



③農地の有効活用

- ・遊休農地を市民農園や体験農園などにも活用し、農地の有効利用を促進します。

④農地の価値向上

- ・高品質の八幡浜ブランドの農産物を安定して栽培し、農作物の価値向上だけでなく農地価値の向上を図ります。
- ・地産地消の推進により、地元産農作物の需要増大を図ります。

**環境保全型農業の推進**

～ 人と環境にやさしい農業に取り組みます ～

農業者が取り組みやすい、人と環境にやさしい環境保全型農業の体系づくりを推進します。有機農業者などが主体となる組織的な活動を推進することにより、地域や出荷組織などで農業者がまとまりをもって取り組めるよう支援し、環境保全型農業の拡大を図ります。

また、消費者や流通関係者に対して環境保全型農業への理解を深める活動や、農業者への支援が得られる環境づくりを行います。

施策

(1) 環境保全型農業の普及啓発

①農業者への取り組み PR

- ・農業者を対象に環境保全型農業の普及啓発を推進します。

②消費者への取り組み PR

- ・消費者を対象に環境保全型農業の啓発を推進します。
- ・生産方法の開示により、環境保全および環境保全型農業への取り組みに関して PR します。

(2) 環境保全型農業の定着を図る

①人材の育成

- ・エコファーマーの育成を推進します。
- ・環境保全型農業の担い手育成を推進します。

②適正な土づくり

- ・適正な土づくりと効率的な施肥を推進することで、持続性の高い農業生産活動に向

けた取り組みを推進します。

- ・農家と畜産農家との連携による家畜糞尿リサイクルによる堆肥などを活用した土づくりを進め、環境負荷の少ない農業を推進します。

(3) 農地機能の維持

- ・水源涵養機能の保全を推進します。
- ・生物多様性機能の保全を推進します。
- ・土壌中に炭素を貯留することにより、地球温暖化防止を推進します。

6 各主体の主な取り組み

◎農地の保全

取り組み	市民	事業者	行政
農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な土地利用</li> <li>・耕作放棄地の発生予防</li> <li>・農業体験への参加</li> <li>・農地保全活動への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の適正管理</li> <li>・計画的な土地利用</li> <li>・農業体験、農地保全活動などの機会提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の適正管理</li> <li>・計画的な土地利用</li> <li>・農業体験、農地保全活動などの機会創出</li> </ul>
農地価値の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八幡浜ブランドの安定栽培による価値向上</li> <li>・地元産農作物の優先的な購入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八幡浜ブランドの安定栽培による価値向上</li> <li>・地元産農作物の優先的な購入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八幡浜ブランドの安定栽培の支援</li> <li>・地元産農作物の優先的な購入を推進</li> </ul>

◎環境保全型農業の推進

取り組み	市民	事業者	行政
環境保全型農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全型農業への理解</li> <li>・環境保全型農業の実施</li> <li>・農薬や化学肥料の適正利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農家への環境保全型農業に関する情報提供と普及啓発</li> <li>・環境保全型農業の実施</li> <li>・農薬や化学肥料の適正利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全型農業への取り組みに関する情報提供と普及啓発</li> <li>・環境保全型農業の推進</li> <li>・農薬や化学肥料の使用軽減の啓発</li> </ul>

基本施策5 親しみのある水辺の保全

1 現状と課題

八幡浜市には、いくつかの2級河川がありますが、河川延長は短く、流域面積も狭く、急流となり海へ流れ出るため豪雨による洪水などの自然災害が少ない水辺環境にあります。

海岸・河川沿岸は、多様な生物の生息環境として貴重な自然環境を有しており、市民の身近な憩いと安らぎの場となっています。しかし、異常気象による極端な雨量の減少や治水のための河川改修などにより、生物の生息環境や市民生活に潤いを与える緑や水辺空間が失われているのも事実です。

また、八幡浜市は、宇和海と瀬戸内海の2つの海に面しています。宇和海に面した諏訪崎の海岸には、愛媛県レッドデータ絶滅危惧Ⅰ類のベンケイガニや準絶滅危惧種のアカテガニが生息しており、これらの生物の生息環境を守るため海岸漂着ごみ回収の清掃活動が行われています。

健全な水辺環境を確保することは、私たちの生活を考える上で、欠かすことのできない重要な課題の一つであり、今後、保全活動の取り組みを促進していきます。

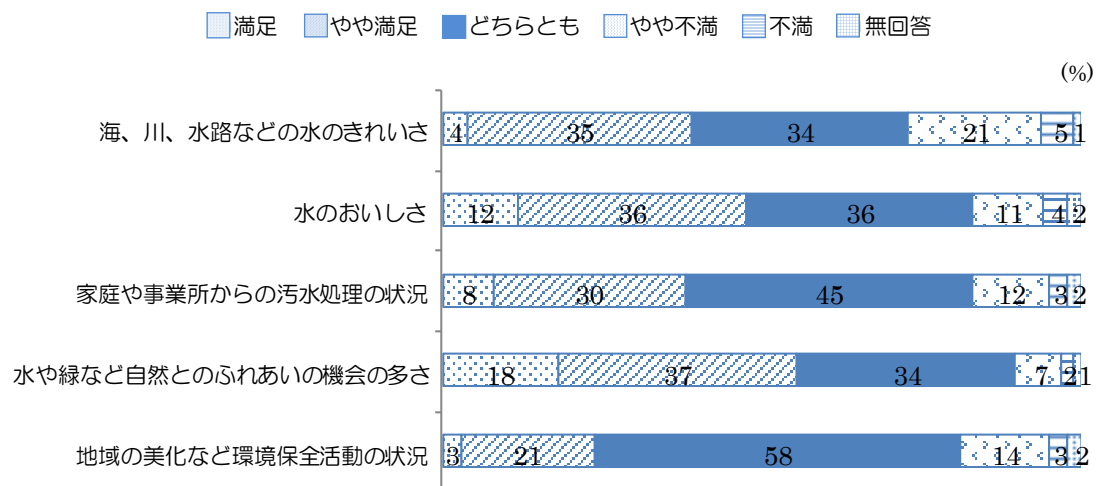


ベンケイガニ（写真左）  
撮影場所：諏訪崎

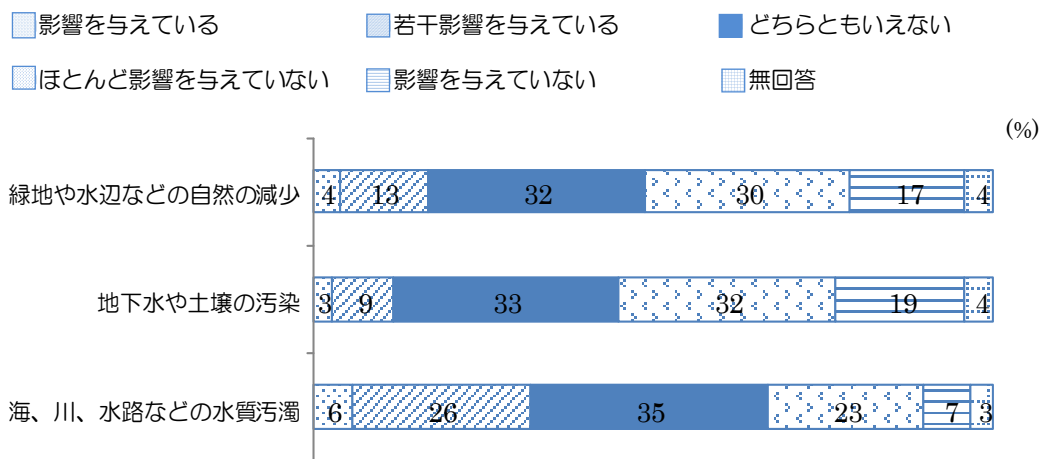


アカテガニ（写真右）  
撮影場所：諏訪崎

環境について感じていること（一部抜粋）（市民アンケートより）



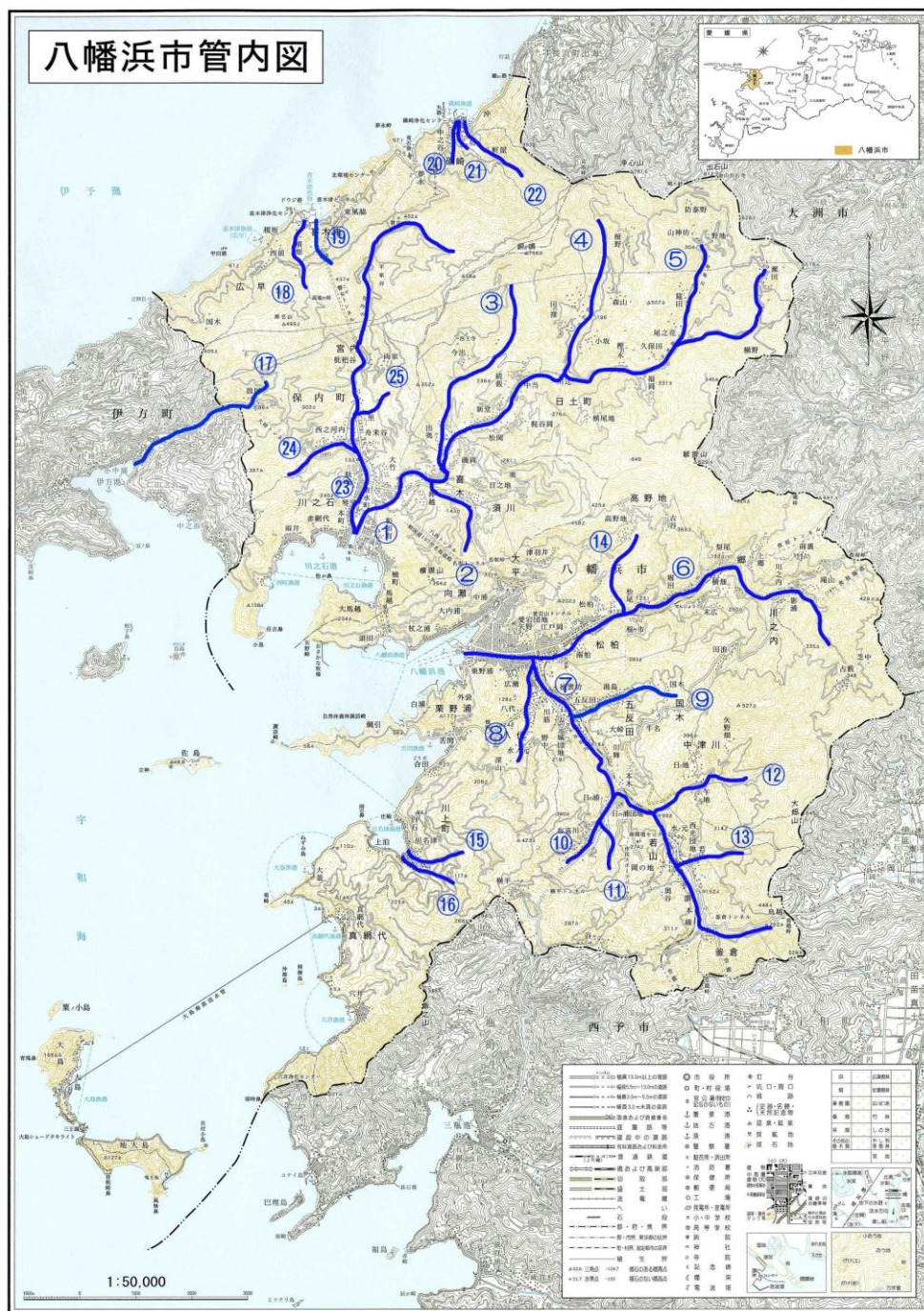
市民が日常生活において環境におよぼしている影響（一部抜粋）（市民アンケートより）



2 基本方向

貴重な水源や清流を守り、澄んだ水、自然豊かな海や河川の水辺に生き物たちが集まり、私たちがやすらぎを感じる水辺環境づくりが求められています。このため、海および河川の水質浄化や美化意識の向上を図るとともに、水辺空間を取り巻く緑と連携した親水空間の創出などを進め、清らかで親しみのある水辺環境づくりを進めます。

八幡浜市 2級河川図



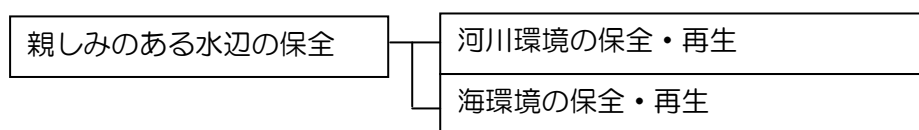
⑤ 親しみのある水辺の保全

八幡浜市 2級河川

水系名	河川名	延長(m)	水系名	河川名	延長(m)
喜木川	① 喜木川	11,375.5	伊方大川	⑰ 伊方大川	3,369.0
	② 新川	2,236.5	丸田川	⑱ 丸田川	996.5
	③ 今出川	3,868.0	峯川	⑲ 峯川	596.5
	④ 出石川	3,654.5	中之谷川	⑳ 中之谷川	706.5
	⑤ 野地川	2,902.0	磯崎里川	㉑ 磯崎里川	1,161.0
千丈川	⑥ 千丈川	9,869.5	河原川	㉒ 河原川	1,133.0
	⑦ 五反田川	8,458.5	宮内川	㉓ 宮内川	7,054.0
	⑧ 八代川	2,676.0		㉔ 西之河内川	2,312.0
	⑨ 湯藤川	2,244.0		㉕ 里川	971.0
	⑩ 流田川	2,417.5			
	⑪ ビャクビ川	521.5			
	⑫ 中津大川	3,115.5			
	⑬ 西光川	1,399.5			
	⑭ 入寺川	1,239.5			
蟻王川	⑮ 蟻王川	1,091.5			
川上大川	⑯ 川上大川	1,272.0			

資料 愛媛県 河川調書

3 施策の柱



4 目標

親しみのある豊かな水辺空間をつくれます。

指標	算定式	基準値	中間目標	最終目標
水辺やみどりに十分に親しめる場があると 感じる市民の割合	アンケート満足度 (満足・やや満足)の割合	55% H25	60% H35	70% H45

関連指標の方向性

指標	算定式	基準値	方向
水辺やみどりに十分に親しめる場があると感じる割合	アンケート満足度（満足・やや満足）の割合	55 % H25	増加
河川美化活動参加者数	河川美化活動参加者数	5,369 人 H24	増加
海浜美化活動参加者数	海浜美化活動参加者数	270 人 H24	増加
多自然川づくりの河川整備	多自然川づくりの河川整備の延長	—	増加

5 具体的施策

河川環境の保全・再生

～ 豊かな水生生物を育める環境をつくります ～

近年、千丈川において異常気象による極端な雨量の減少などの影響によると思われる河川の渇水がみられます。そして、これにより千丈川に生息している多くの水生生物が生息環境を失っています。

河川などの水辺環境は、私たちにやすらぎと潤いを与えてくれるだけではなく、生物の生息・生育環境としても重要であることから、多様な水生生物を育める水質の向上、維持をめざしていきます。そのために、水源林や溪流などの保全に取り組むことにより、自然が持つ水源涵養機能や水質浄化機能の向上を図ります。

また、市民や事業者の水辺環境保全の意識向上を図るため、自然観察会などの環境学習や河川美化活動を推進していきます。



千丈川の渇水



渇水の影響で生息環境を失った魚

## 施策

### (1) 水源涵養機能などの公益的機能の増進

#### ①水源涵養機能をもつ森林の保全・再生

- ・森林や森づくり活動の推進

「基本施策 3 健全で豊かな森林づくり」 参照

#### ②河川流域の水源涵養機能

- ・河川の改修においては、親水性、生態系の保全、美しい自然環境の創出に配慮して自然にやさしい多自然な川づくりを推進します。
- ・河川流域の保水能力の向上を推進します。

#### ③湧水地の保全

- ・貴重な自然水であり地域の水資源として活用されている湧水の保全に努めます。
- ・動植物の良質な生息、生育環境を形成している湧水地の保全に係る地域活動などを推進します。

### (2) 河川環境の保全

#### ①河川的环境保全と創出

- ・河川に生息する生物が生息しやすい空間の保全を推進します。
- ・生態系に与える影響に配慮しながら時期や手法を検討した河川清掃美化活動による河川的环境改善を推進します。
- ・河川の利用マナーを守り、周辺の環境の保全を推進します。
- ・動植物による自然浄化作用を使用した環境保全を推進します。
- ・河川の水質環境向上のための啓発を促進します。

#### ②水質汚濁・排水対策

- ・生活排水の流入による水質汚濁を防止するため下水道接続や合併処理浄化槽の設置を推進します。
- ・事業所からの排水処理対策の徹底を促進します。
- ・風呂水の再利用、廃食用油の回収など家庭での生活排水汚濁防止対策を推進します。

### (3) 水資源の有効活用

#### ①節水意識の普及啓発

- ・市民や事業者に対して、健全な水環境の重要性などについて情報提供を行うとと



もに、節水意識の普及啓発を推進します。

- 雨水活用については、散水用などへの使用を目的とした雨水利用を促進します。

#### (4) 水性生物への理解

- 地域、事業者、団体と連携した自然観察会などの環境学習を推進し、生物の生息環境への理解を深めます。
- ホタル観察などによる水生生物の生息する水辺での自然体験型プログラムを推進します。



自然観察会（水生生物調査）の様子

### 海環境の保全・再生

～ かけがえのない海を守ります ～

私たちは、自然豊かな海から多くの恵みを受けています。良好な漁場の宇和海、豊予海峡に面していることから、古くから沖合・沿岸漁業が盛んで、穏やかな漁場は養殖業にも適しています。それも健全な海があってこそ、成り立つものです。

私たちの生活が自然豊かな海を利用して行なわれるものである以上、海的环境に配慮し、自然豊かな海を保全していくことが必要です。

#### 施策

##### (1) 海浜環境の保全

###### ①海浜の環境保全と創出

- 釣り、マリンスポーツなどでの海の利用マナーを守り、環境の保全を推進します。
- 海に生息する生物が生息しやすい空間の保全を推進します。
- 動植物による自然浄化作用を使用した環境保全を推進します。
- 海岸および海浜地域の環境保全・生態系に与える影響に配慮しながら海浜の清掃美化活動を推進します。
- 海の水質環境に関して意識を高めます。



海岸漂着ごみの清掃活動

## ②海岸漂着ごみ対策

- 海岸漂着ごみの発生を抑制するために、内陸河川や海岸への不法投棄防止を促進します。
- 市域を越えた広域で取り組む海岸漂着ごみ対策を推進します。
- 海岸漂着ごみを使った、ネイチャークラフトなどによる海岸美化の意識向上を推進します。
- 海のごみに関する普及啓発により、海岸美化の意識向上を図ります。
- 海のごみが水生生物に与える影響について啓発します。

## ③排水対策

- 生活排水の流入による海洋汚染を防止するため、下水道整備や合併処理浄化槽の設置を推進します。
- 事業所からの排水処理対策の徹底を図ります。

## (2) 水生生物への理解

- 自然観察会などの環境学習により、生物の生息環境への理解を深めます。

- ・潮干狩り、釣り、漁業、魚介類の稚魚放流体験などを推進し、海の生物への理解を深めます。
- ・スイミング、シュノーケリングなどによる生物の生息する水辺での自然体験型プログラムを推進します。

6 各主体の主な取り組み

◎河川環境の保全・再生      ◎海環境の保全

取り組み	市民	事業者	行政
河川環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の清掃美化活動に参加</li> <li>・河川の利用マナーを守り周辺環境の保全に努める</li> <li>・自宅周辺の水辺環境の保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の清掃美化活動に参加</li> <li>・河川の利用マナーを守り周辺環境の保全に努める</li> <li>・事業所周辺の水辺環境の保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川的环境保全を推進</li> <li>・多自然の川づくりを推進</li> <li>・河川水質向上のための啓発</li> </ul>
排水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道に接続</li> <li>・合併処理浄化槽の設置</li> <li>・家庭における排水処理対策を徹底（使用済み食用油の回収、風呂水の再利用など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道に接続</li> <li>・合併処理浄化槽の設置</li> <li>・事業所における排水処理対策を徹底</li> <li>・法規制に基づく排水基準を遵守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道接続、合併処理浄化槽設置の促進</li> <li>・生活排水の汚濁負荷削減を推進</li> <li>・工場、事業所における排水対策を推進</li> </ul>
水生生物への理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然観察会などに参加し水辺環境について理解を深める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然に触れ合うことができる自然観察会などに協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や団体と連携し水辺環境の整備および触れあう機会を創出</li> </ul>
海環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海浜の清掃美化活動に参加</li> <li>・海の利用マナーを守り周辺環境の保全に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海浜の清掃美化活動に参加</li> <li>・海の利用マナーを守り周辺環境の保全に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海浜的环境保全を推進</li> <li>・海洋汚染防止のための啓発</li> </ul>
海岸漂着ごみ対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄をしない</li> <li>・水生生物に与える影響を学ぶ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄をしない</li> <li>・水生生物に与える影響を学ぶ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄防止の啓発</li> <li>・水生生物に与える影響について啓発</li> <li>・市域を越えた広域での取り組みを推進</li> </ul>

## 基本施策 6 多様な生物が息づくまち

### 1 現状と課題

豊かな自然に囲まれた八幡浜市は、多様な生物が生息する地域であり生物の多様性は私たちにさまざまな恵みをもたらしてくれる貴重な財産です。しかし一方で、森林の荒廃や都市化の進展による生物の生息・生育環境の縮小など生物多様性を脅かす課題も少なくありません。さらには、こうした生息・生育環境の悪化がイノシシなどによる野生鳥獣の農業被害、生活被害の一つとなっています。

近年、河川敷や耕作放棄地などにおいてオオキンケイギクなどの外来植物種が見られるようになってきました。これらの外来種の増加により、もともと八幡浜市で見られていた生物の中には生息地を奪われて減少している種もあり、地域の生態系に影響を与えています。また、諏訪崎でも見られるアジサイやハナミズキなども外来植物種であり、自然豊かな諏訪崎にもともと自生していた植物ではありません。自然を守っていくためには、もともとあった本来の自然生態系を壊してしまう可能性がある植物などを持ち込まないことも重要です。

地域固有の生物種の存続、あるいは減少した生物種の回復を図るためには、残された貴重な生息・生育空間を守り、それぞれの生物の特性に応じて、生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保することが必要です。

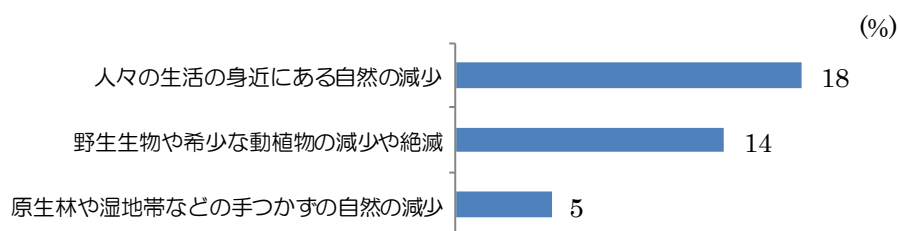
また、私たち人間も生物種のひとつです。生物の多様性は人間の生存基盤にとっても非常に重要なものであることをよく理解して、今後のまちづくりに際して動植物の保護に十分に配慮することが必要です。

#### オオキンケイギク（大金鶏菊）

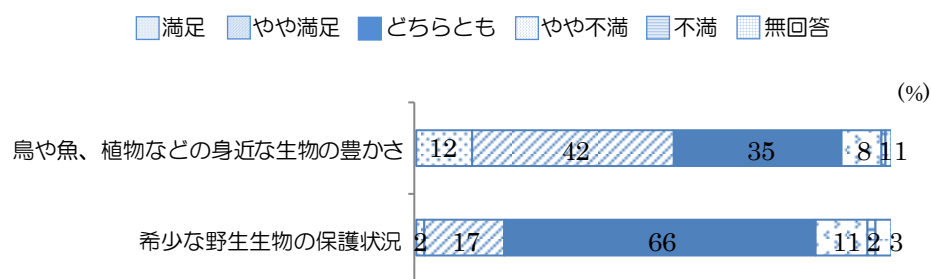
キク科の植物の一種で、黄色い花を咲かせる。北アメリカ原産の宿根草で、日本ではワイルドフラワーに利用されていたが、外来種として野外に定着して問題となり、現在は栽培が禁止されている。



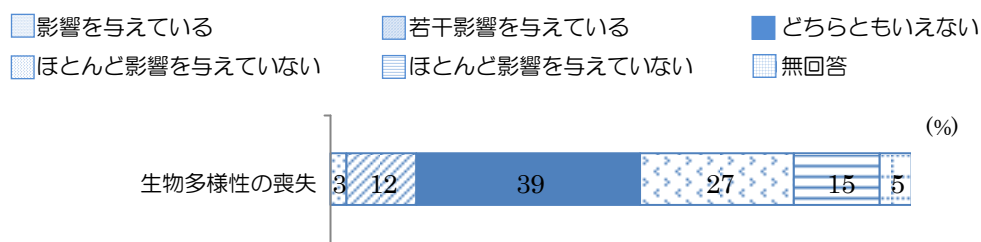
市民が関心を持っている環境問題（一部抜粋）（市民アンケートより）



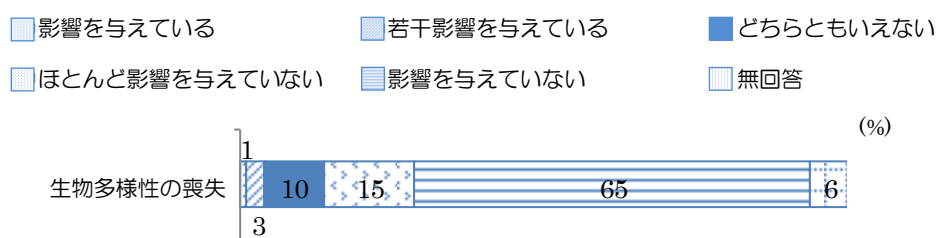
環境について感じていること（一部抜粋）（市民アンケートより）



市民が日常生活において環境におよぼしている影響（一部抜粋）（市民アンケートより）



事業所が日常生活において環境におよぼしている影響（一部抜粋）（事業所アンケートより）



2 基本方向

八幡浜市には、多様な動植物が生息していますが、森林や農地、水辺環境など多様な生態系を育む環境が都市整備やこれらの生息・生育環境保全の担い手不足による荒廃などにより脅かされています。生物多様性を守っていくためには、これらの生息・生育環境の保全、再生を推進するとともに、貴重な生物を守るためのモニタリングや在来種減少の要因となる外来生物への対策、鳥獣被害対策などの施策の展開が必要です。また、生態系に支えられた豊かな自然からの恵みを受けついでいくため、自然と触れ合い理解するための学習の機会を作っていきます。

八幡浜市で確認できる貴重動植物



タワヤモリ（準絶滅危惧）



ヒトハリザトウムシ（準絶滅危惧）

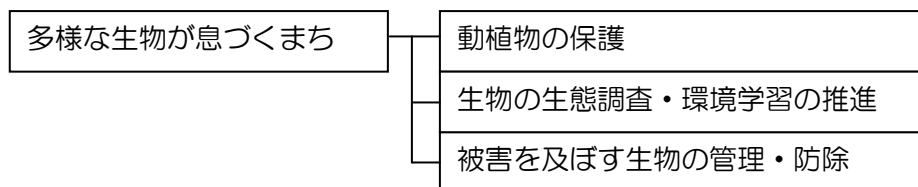


ツシマママコナ（絶滅危惧 2 類）



キツネノハナガサ（準絶滅危惧）

3 施策の柱



4 目標

生物多様性を維持・回復していきます。

指標	算定式	基準値	中間目標	最終目標
生物多様性を維持・回復	指標となる生物の設定	指標となる生物	指標となる生物が常に確認できる状態に保ちます	指標となる生物が常に確認できる状態に保ちます

関連指標の方向性

指標	算定式	基準値	方向
指標となる生物の生息状況	自然環境観察による調査結果	生物の生息状況	維持
自然観察会などの実施状況	関係各所が実施した環境関連事業の開催状況	—	増加
野生鳥獣の捕獲件数	1年間の野生鳥獣の捕獲件数（有害鳥獣として）	445件	減少

5 具体的施策

**動植物の保護**

～ 生物の生息環境を守ります ～

野生生物の減少や絶滅は、生態系に大きな影響を与えるだけでなく、私たちが豊かな自然環境から受けるさまざまな恵みも失うこととなります。

貴重な生物とその生育環境を守り育てるため、人の活動による生態系への影響を軽減するとともに、森林、農地、河川、市街地などあらゆる環境において、生物多様性に配慮した施策を推進し、生息・生育環境の保全、再生をめざします。

施策

(1) 動植物の保護

①動植物の保護

- ・身近な場所に生息する動植物を大切にします。
- ・外来種を持ち込まず、本来あるべき姿の自然生態系の保護を推進します。

②身近な生息空間の保全と創出

- ・森林、農地などの生息空間の保全、再生を推進します。
- ・多自然な河川、安全に生息できる海岸などの保全、整備を推進します。
- ・事業活動などによりやむを得ず自然環境に影響を与えた場合は、可能な限り復元に努めます。
- ・河川などの改修時に、生育・生息環境への影響を考慮します。

③まちの緑化

- ・市街地における生息環境（街路樹や屋上緑化など）の整備を推進します。
- ・公園、緑地の計画的な整備を推進します。
- ・道路、河川や公共施設などの緑化を推進します。

(2) 固有・希少動植物の保護

①固有・希少動植物の保護

- ・「愛媛県レッドデータブック」などに掲載されている貴重種保護に努めます。

②保護・保全対策の充実

- ・身近な動植物を大切にします。
- ・多様な生息地の保護や失われた自然環境の回復に向けた取り組みを推進します。
- ・広葉樹林整備による水源涵養機能の向上により、生育・生息環境の改善を推進します。
- ・野生生物の保護、採取に関する法律を遵守します。

**生物の生態調査・環境学習の推進**

～ 生物の大切さを学びます ～

多様な生物やその生息・生育環境を保全していくためには、八幡浜市におけるさまざまな生物の現状、希少生物の生息状況などの調査が必要です。

そのためには、多くの市民の理解と協力を基に、多様な主体の協働による情報収集体制の整備や生物多様性を守っていく上で指標となる生物に関する調査の実施など、情報の収



集整備を推進していきます。

## 施策

### (1) 生態調査

#### ①動植物に関するデータベースの作成

- ・自然環境の調査および情報収集をし、八幡浜市の動植物についてのデータベース作成を推進します。
- ・動植物のデータベース情報の提供により、生物多様性の保護に役立てます。

#### ②環境学習

- ・自然観察会などの環境学習や体験学習の場を通じて、生物多様性の重要性に関して啓発を行います。

#### ③自然観察施設などの整備

- ・地域に生息する動植物を対象にした自然観察施設の整備やその積極的な活用を推進します。

## 被害を及ぼす生物の管理・防除

～ 管理・防除対策を進めます ～

外来動植物については、八幡浜市内での生育・生息状況を把握し必要な時のみ駆除するなど、適正な対策による増加抑制を推進します。

野生鳥獣が人里まで餌を求めてこないように、広葉樹林化を進めるなどの森林整備が必要です。また、農地に入らないような防除対策を充実させることも重要です。それ以外にも野生鳥獣が人里へ近づきにくいようにする機器の整備や有害鳥獣駆除などによる個体数管理についても取り組む必要があります。

## 施策

### (1) 外来動植物対策

#### ①外来種による影響の啓発

- ・外来種の実態把握と分布状況の調査を推進します。
- ・外来種の影響について理解するための啓発を促進します。

②外来種の適正な管理

- ・外来動物などが自然界へ放たれたり逃げ出したりしないよう管理の徹底を推進します。
- ・野外で繁茂している外来植物の駆除活動を推進します。
- ・外来種が生息しない環境を維持するため、耕作放棄地などの整備を促進します。

(2) 鳥獣被害対策

①連携による対策

- ・国や県及び近隣自治体との連携による有害鳥獣の駆除の検討と実施を促進します。
- ・有害鳥獣の侵出情報は速やかに連絡します。
- ・有害鳥獣の侵出実態の情報を公開し、情報の共有を図ります。

②被害の未然防止

- ・食品残渣や生ごみの処理の徹底をし、有害鳥獣が人里に現れないよう未然防止に努めます。
- ・有害（野生）鳥獣への餌付けを禁止します。
- ・被害防止対策（森林・耕作放棄地の手入れ・餌となる木の実の植樹など）の実施に努めます。
- ・有害（野生）鳥獣が人里へ近づきにくいようにする機器の設置を推進します。

③個体管理

- ・有害鳥獣の個体数管理を推進します。

6 各主体の主な取り組み

◎動植物の保護

取り組み	市民	事業者	行政
身近な動植物の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な動植物を大切に</li> <li>・森林、農地の保全に協力</li> <li>・森林、水辺などの清掃美化活動に参加、協力</li> <li>・動植物の保護、生息域の保全、創出に協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林、農地の保全に協力</li> <li>・自然環境に影響を与えた場合、その復元に努める</li> <li>・森林、水辺などの清掃美化活動に参加、協力</li> <li>・動植物の保護、生息域の保全、創出に協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林、農地の保全、再生を推進</li> <li>・多自然な川などの整備を推進</li> <li>・身近な緑地の保全、創出や緑化など緑のまちづくりを推進</li> <li>・生息、生育環境の環境保全に努める</li> </ul>

## 第4章 自然を守るまち

貴重な動植物の保護・保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>野生生物の保護、採取に関する法律を遵守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の自然環境に十分配慮した事業活動を行う</li> <li>野生生物の保護、採取に関する法律を遵守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境の回復に向けた取り組みを推進</li> <li>貴重動植物の保護、保全対策の充実を図る</li> </ul>
--------------	---	--	---

### ◎生物の生態調査・環境学習の推進

取り組み	市民	事業者	行政
生態調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>動植物のデータベース作成に協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>動植物のデータベース作成に協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>動植物のデータベース作成を推進</li> <li>動植物の情報提供</li> </ul>
環境学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性の重要性について理解する</li> <li>自然観察会などに参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性の重要性について理解する</li> <li>自然観察会などの開催協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性の重要性について啓発</li> <li>自然観察会などの機会提供を推進</li> </ul>

### ◎被害を及ぼす生物の管理・防除

取り組み	市民	事業者	行政
外来種対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>外来種の影響について理解する</li> <li>外来植物の駆除活動に協力</li> <li>外来生物の適切な管理を徹底</li> <li>本来あるべき姿の自然生態系へ外来種を持ち込まない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外来種の影響について理解する</li> <li>外来植物の駆除活動に協力</li> <li>外来生物の適切な管理を徹底</li> <li>本来あるべき姿の自然生態系へ外来種を持ち込まない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外来種の影響について啓発</li> <li>外来植物の駆除活動の推進</li> <li>外来動物の管理徹底を推進</li> <li>本来あるべき姿の自然生態系へ外来種を持ち込ませない</li> </ul>
鳥獣被害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害鳥獣の侵出情報は速やかに連絡</li> <li>自主的な鳥獣被害防止対策に取り組む（食品残渣の処理など）</li> <li>動植物の飼育に関するマナーを守る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害鳥獣の侵出情報は速やかに連絡</li> <li>自主的な鳥獣被害防止対策に取り組む（食品残渣の処理など）</li> <li>動植物の飼育に関するマナーを守る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害鳥獣の侵出実態に関する情報を公開し、情報の共有を図る</li> <li>農産物などへの鳥獣被害の防止、外来生物の防除及び適正管理を推進</li> </ul>

## 自然に触れるまち

## 基本施策 7 水と緑の空間づくり

## 1 現状と課題

自然と人との共生を実現し、水と緑にあふれ潤いのある豊かな生活環境を実現するためには、私たちが水辺や緑といった自然環境と親しみ、理解を深めることが重要です。しかし、緑は、ただ増えればよいというものではありません。水は緑を育て、緑は水を貯え、潤いのあるまちの実現になくてはならない財産と言えるものです。

事前アンケート調査によると、水環境や公園などの憩いの空間についての満足度は決して高くないことから、私たちが日常的に水辺や緑と親しめる空間を積極的に創出していくことが求められています。

八幡浜市には、自然公園、都市公園、都市緑地、児童遊園などさまざまな公園・緑地が設けられています。水と緑が持つさまざまな機能が生かされる公園緑地などの整備、利活用に取り組み、私たちが水と緑の豊かさを実感できるまちづくりを推進します。

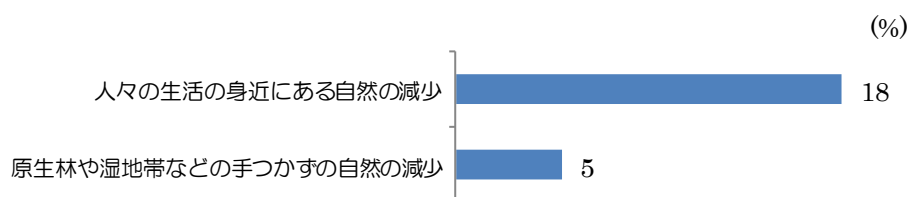


道の駅・みなとオアシス  
「八幡浜みなと」(写真左)

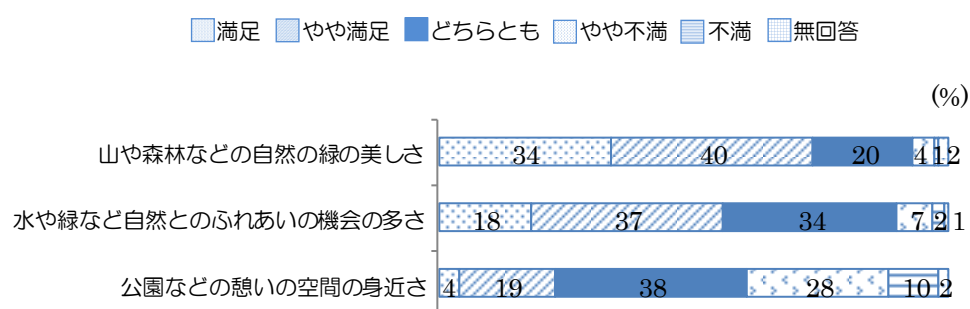
市民スポーツパーク  
冒険ゾーン(写真右)



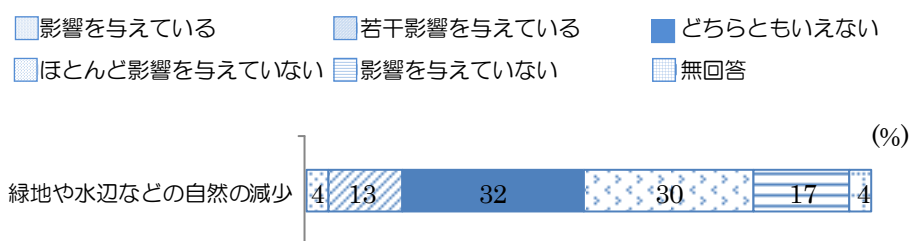
市民が関心を持っている環境問題（一部抜粋）（市民アンケートより）



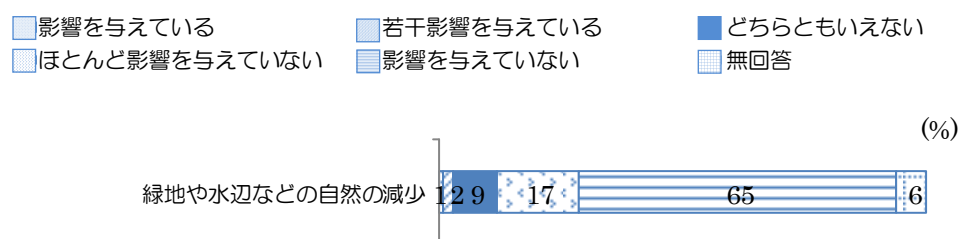
環境について感じていること（一部抜粋）（市民アンケートより）



市民が日常生活において環境におよぼしている影響（一部抜粋）（市民アンケートより）



事業所が日常生活において環境におよぼしている影響（一部抜粋）（事業所アンケートより）

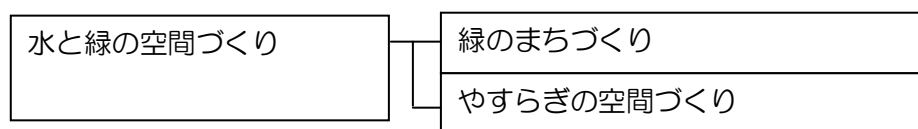


## 2 基本方向

水と緑の拠点整備により、「自然と共生するまち」の実現に努め、生活空間の良好な環境づくりを推進します。そのため、市街地における公園緑地などの整備に努めるとともに、地域での緑の拠点づくりを推進します。

また、河川などを活用した良好な水辺空間の創出に努め、緑地などに関連のある水と緑のネットワーク形成を推進します。

## 3 施策の柱



## 4 目標

指標	算定式	基準値	中間目標	最終目標
公園の満足度	市民アンケート（公園などの憩いの空間の身近さ・満足、やや満足の回答数）	23% H25	30% H35	50% H45

## 関連指標の方向性

指標	算定式	基準値	方向
公園数	市内の各種公園の数	79	維持
公園の満足度	市民アンケート（公園などの憩いの空間の身近さ）	23%	増加
自然にふれあう機会	市民アンケート（水や緑など自然とのふれあいの機会の多さ）	55%	増加
緑を育てている市民	市民アンケート（家庭で花や木などの植物を育てている）	51%	増加
道路植栽状況	道路などの植栽状況	—	増加
市民緑化事業の花苗等配布団体数	都市緑化事業にける花苗等の配布団体数	106	維持
屋上（壁面）緑化	屋上（壁面）緑化の設置状況	—	増加

## 5 具体的施策

### 緑のまちづくり

～ 緑に囲まれたまちをつくります ～

まちの緑は、私たちにやすらぎをもたらし、生態系の保全にもつながるなど大きな役割を果たしています。このため、緑に囲まれたまちづくりとして、身近な緑の保全をはじめ、公園・道路・公共空間などの緑化に努め、身近な生活の中にも自然を感じることができる、緑豊かな潤いのあるまちづくりを市民とともに進めていきます。

#### 施策

##### (1) 身近な緑地づくり

###### ① 身近な緑の保全

- ・市民の森、市民の木などを指定することにより、身近な生活空間にある豊かな緑の保全を推進します。
- ・人と動植物が共生できる環境を保全していくために、身近にある山や川などの自然環境の保全を推進します。

###### ② 緑のまちづくりの推進

- ・街路樹の植栽や住宅地における緑地整備を推進します。
- ・公園や沿道などの緑化を図るため、地域住民の参加・協力を得ながら、緑を増やす活動を促進します。
- ・地域における公園などの水と緑の拠点整備を推進します。
- ・沿道の私有地の緑化活動や屋上・壁面緑化を推進します。
- ・緑を守る地域の美化活動を推進します。

###### ③ 公共空間の緑化

- ・公園、道路、河川などの公共空間の緑化を推進します。
- ・公共施設の屋上・壁面緑化を推進します。

###### ④ 開発による緑の保全・創出

- ・住宅地や公共施設用地などの開発や再開発行為においては、緑の確保に留意します。

**やすらぎの空間づくり**

～ 水と緑に囲まれたやすらぎの空間をつくります ～

公園や緑地などを活用し、私たちの生活にやすらぎと潤いをもたらし、身近に自然を感じられる空間が必要です。現在の都市公園や都市緑地の適切な維持管理や更新を行うとともに計画的な再整備を進めるなど、私たちがやすらぎと潤いを感じることでできる空間の整備に努めます。

**施策****(1) やすらぎの空間づくり****①市街地におけるやすらぎ空間づくり**

- ・散策路、遊歩道などによる水辺を楽しめる空間整備を推進します。
- ・豊かな生態系を保つ水辺空間の整備を推進します。
- ・水路（河川法などの法令で管理が規定されている一級河川、二級河川、準用河川と雨水管渠以外で公共の用に供されている小河川や水路など）の整備にともない、水と親しめる憩いの場の整備を推進します。

**②親しみのある水辺づくり**

- ・公園や緑地、河川敷などを活用し、水と緑に囲まれた親しみのある空間整備を推進します。
- ・海、河川の水質浄化対策を推進します。
- ・自然に配慮した河川環境を推進します。（多自然の川づくり）
- ・水と緑の交流拠点づくりを推進します。
- ・海浜、河川の美化活動を推進します。
- ・親水性護岸などにより、水と親しむことでできる機能整備を推進します。

**③施設の活用**

- ・八幡浜みなと、おさかな牧場シーロード八幡浜、平家谷公園などの豊かな自然に囲まれた施設の活用を促進します。



6 各主体の主な取り組み

◎緑のまちづくり

取り組み	市民	事業者	行政
緑地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近にある緑を育てる</li> <li>・緑を守る美化活動に参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近にある緑を育てる</li> <li>・緑を守る美化活動に参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な自然環境の保全を推進</li> </ul>
緑のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の普及活動に協力</li> <li>・民有地の緑化活動</li> <li>・公園などの水と緑の拠点づくりに協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の普及活動に協力</li> <li>・民有地の緑化活動</li> <li>・公園などの水と緑の拠点づくりに協力</li> <li>・開発行為においては、緑の確保に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の普及活動</li> <li>・緑地整備の推進</li> <li>・屋上（壁面）緑化に努める</li> <li>・沿道、民有地の緑化を推進</li> <li>・開発行為においては、緑の確保に努める</li> </ul>

◎やすらぎの空間づくり

取り組み	市民	事業者	行政
やすらぎの空間づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな生態系を保つ水辺の保護に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな生態系を保つ水辺の保護に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊歩道などの水辺を楽しめる空間整備を推進</li> <li>・豊かな生態系を保つ水辺の保護に努める</li> </ul>
親しみのある水辺づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園など親しみのある水辺づくりに協力</li> <li>・海浜、河川の美化活動に参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園など親しみのある水辺づくりに協力</li> <li>・海浜、河川の美化活動に協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境美化活動の推進</li> <li>・自然に配慮した河川整備を推進</li> <li>・水と緑の交流拠点の整備を推進</li> <li>・豊かな自然に囲まれた施設の活用促進</li> </ul>

## 基本施策 8 魅力的な景観づくり

## 1 現状と課題

八幡浜市の景観は、宇和海に臨む海辺のまちと、農園地が多い山腹、集落地が細長く連続する山麓・谷筋で構成されています。

景観資源は市内に広がっていますが、港まちとしての特性が強く、中心市街地は八幡浜港、川之石港に隣接した地域に形成されています。この旧八幡浜地域と川之石地域は、江戸時代末期～昭和初期に海運や海産物を利用した産業、紡績業などが栄えてまち並みが形成され、八幡浜市ではこれらのまち並みを生かした散策ルートなどの整備を進めています。

一方、平成 20 年度に実施された景観計画市民アンケートでは、愛宕山、権現山などの山頂部からの眺め（特に海への眺め）を八幡浜市の景観の特徴と捉えている人が多く、旧市街地が形成されている旧八幡浜地域と川之石地域の間にある権現山・矢野崎周辺は、八幡浜市景観構造の重要地域として位置づけられています。また、環境基本計画市民アンケートにおいても諏訪崎やお四国山、公園などの整備を求める景観づくりに関する意見が多くありました。

しかし、鉄塔や送電線による風景の阻害、護岸整備による自然景観の喪失なども見受けられ、今後は、これらの自然資源を適切に保全するとともに、身近な緑を増やすことにより、潤いのある景観の形成を図ることが大切です。



美名瀬橋と赤レンガ倉庫跡  
(写真左)

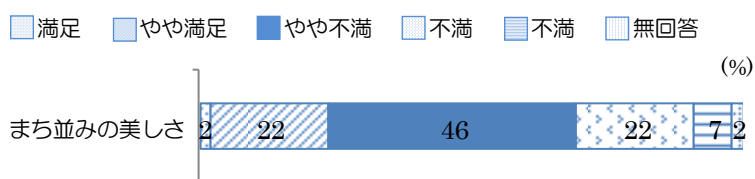


もっきんロード  
(写真右)

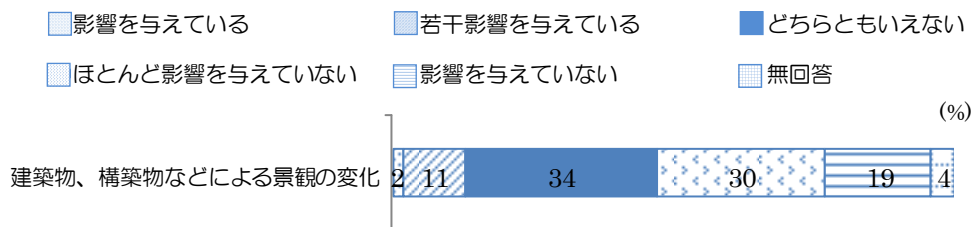
関心を持っている環境問題（一部抜粋）（市民アンケートより）



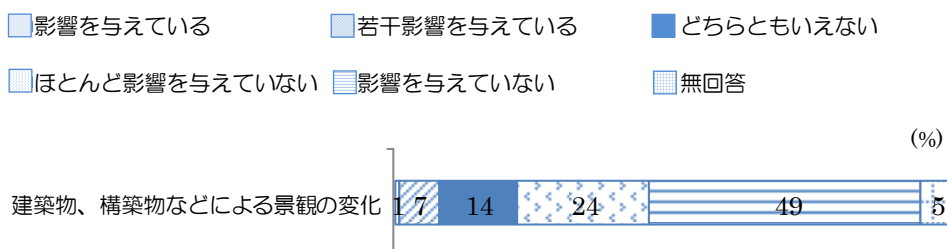
環境について感じていること（一部抜粋）（市民アンケートより）



市民が日常生活において環境におよぼしている影響（一部抜粋）（市民アンケートより）



事業所が日常生活において環境におよぼしている影響（一部抜粋）（事業所アンケートより）

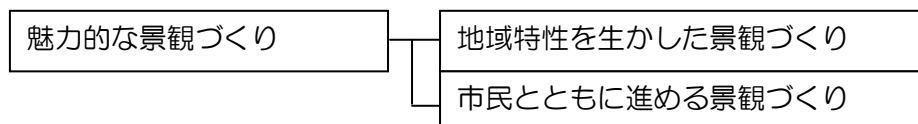


## 2 基本方向

「海があって山」という八幡浜市の景観特性を将来に向けて守り育てていくには、傾斜地に広がる農園地や林地を大切にするとともに、山から海を見る、海をはさんで対岸を見る眺めを重視する必要があります。

港まちとして、こうした海とのつながりの中にある暮らしの景観を地域別の良好な景観特性として整理し、市民の景観に関する意識の向上をはかり、景観づくりに生かしていくことが重要です。

## 3 施策の柱



## 4 目標

成果指標	算定式	基準値	中間目標	最終目標
市街地の景観が良好に保たれていると感じる市民の割合	アンケート（まち並みの美しさ）満足度	24% H25	35% H35	50% H45
自然的な景観が良好に保たれていると感じる市民の割合	アンケート（山や森林などの自然の緑の美しさ）満足度	74% H25	80% H35	85% H45

### 関連指標の方向性

関連指標	算定式	基準値	方向
市街地の景観が良好に保たれていると感じる市民の割合	アンケート（まち並みの美しさ）満足度	24%	増加
自然的な景観が良好に保たれていると感じる市民の割合	アンケート（山や森林などの自然の緑の美しさ）満足度	74%	増加
景観形成重点地区の指定箇所数	景観条例等に基づく景観形成重点地区の指定箇所	3ヶ所	維持

## 5 具体的施策

### 地域特性を生かした景観づくり

～ 地域特性を生かしたまちをつくります ～

八幡浜市では、八幡浜市景観計画（平成22年3月）において重点的に取り組むべき区域が定められており、八幡浜市の景観の中心部分である八幡浜湾周辺と川之石湾周辺および両者をつなぐ権現山周辺の半島部が景観計画の地域区分として設定されています。

### 施策

#### (1) 地域特性を生かした地域の形成

##### ①旧八幡浜市街地 ⇒ 市街地景観形成地域

- ・八幡浜市の中心市街地として、市内外の多くの人々が集まるような格調と活気のある市街地景観の形成をめざします。また、愛宕山・権現山からの美しい眺望の保全・向上を図ります。

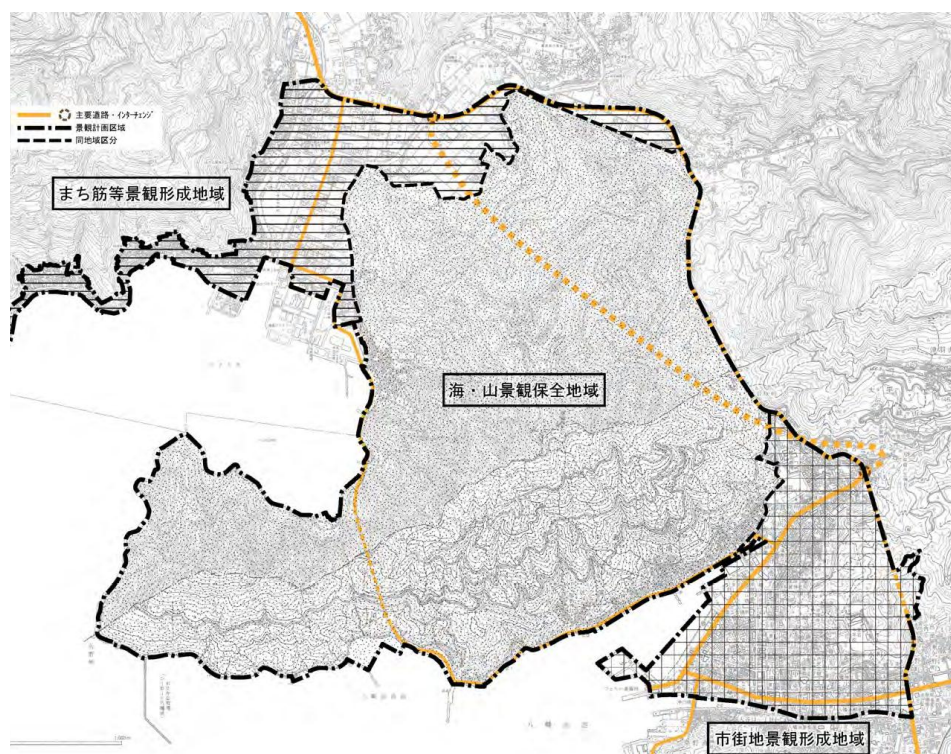
##### ②権現山山系および周辺山麓部 ⇒ 海・山景観保全地域

- ・市街地景観形成地域とまち筋等景観形成地域を結ぶ地域と位置づけ、権現山山頂部の眺望拠点の整備と傾斜地の柑橘畑と青石積の維持・保全に努めると共に、北斜面の里山景観、矢野崎周辺の自然景観の保全を図ります。

##### ③川之石・宮内・喜須来等市街地 ⇒ まち筋等景観形成地域

- ・八幡浜市の奥座敷として、居住者とともに観光客の視線を意識した重厚さとゆとりのある歴史・文化的景観の形成を図ります。また、古くからのまち筋の連続性と権現山からの眺望の保全・向上を図ります。

景観計画区域と地域区分



市民とともに進める景観づくり

～ 市民とともに魅力あるまちをつくります ～

建物周辺を手入れし、道路際のスペースに草花を植えたり、閉鎖的な塀を避け格子やルーバーで目隠しを施したり、建物とそのまわりを美しく心地好くしようとする個人の工夫や心遣いが、まちに潤いを与え、道行く人びとの心を和ませます。

少しでもまちを美しく飾りたいという思いの表れとして、一人一人がまち並みに配慮して工夫を凝らし、景観計画の地域以外でも、それがまわりの家々などにも広がっていくような景観づくりを推進します。

施策

- (1) 市民・事業者・行政の協働による景観形成
  - ・地域での景観づくりに協力します。

- 身近な場所から広がる景観づくりを推進します。
- 景観づくりを行う地域への支援を推進します。
- 公共事業における先導的な景観づくりを推進します。

(2) 景観形成への関心を高める普及啓発

- ホームページなどによる景観に関する情報提供を促進します。
- 景観に関する学習の場の提供に努めます。
- 身の回りでのより良い景観づくりに努めます。

6 各主体の主な取り組み

◎地域特性を生かした景観づくり

取り組み	市民	事業者	行政
特性を生かした地域の形成	• 地域の景観づくりに協力	• 地域の景観づくりに協力	• 景観形成地域の整備推進

◎市民とともにすすめる景観づくり

取り組み	市民	事業者	行政
協働による景観づくり	• 地域の景観づくりに協力	• 地域の景観づくりに協力	• 景観づくりを行う地域を支援
景観形成への関心を高める	• 景観づくりへの意識向上 • 家庭周りの景観づくり	• 事業所周りの景観づくり、景観への配慮	• ホームページなどでの情報提供 • 景観に関する学習機会の提供

## 公害のないまち

### 基本施策 9 生活環境の保全

#### 1 現状と課題

##### 【大気と騒音】

大気汚染に係る環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められたものです。大気汚染防止に関する施策の推進にあたって、汚染地域では改善の目標となり、汚染が進行していない地域では汚染の未然防止の指針となるものです。

しかし、八幡浜市内では、大気汚染を常時監視測定できるシステムは整備されていません。今後は、大気環境の常時測定体制の整備、充実が必要です。

一方、幹線道路沿いにおける騒音などによる生活型公害の問題については、八幡浜市においても顕在化する傾向にあり、貨物運搬などの大型車両にともなう騒音の苦情が出ることがあります。

##### 【水質と土壌】

水質汚濁について、公共下水道の普及ならびに公共下水道計画区域外においては、合併処理浄化槽の整備(汚水処理人口普及率 82.1%：平成 24 年度末現在)により、生活排水による公共水域への汚濁が解消されつつあります。河川の水質を監視するため、現在 4 河川 7 カ所の水質検査を定期的に行っています。測定結果は、検査月によって大腸菌群数などで環境基準を上回る河川はありますが、その他の調査項目は良好な結果が出ています。水質悪化などの懸念がある要因としては、生活排水の河川への流入、農地からの肥料分や農薬の流入、事業所からの排水の流入などが考えられます。また河川自体の浄化機能が低下している点も考えられます。

土壌環境については、八幡浜市における土壌環境汚染などの苦情・相談は、現在のところありません。土壌環境汚染は、地下水にも影響をおよぼすため、広い範囲での経年的な変化の把握や評価のための調査が必要です。しかし、土壌、地下水の状況については調査地点が少なく市域全体の現状ははっきりと分かっていません。

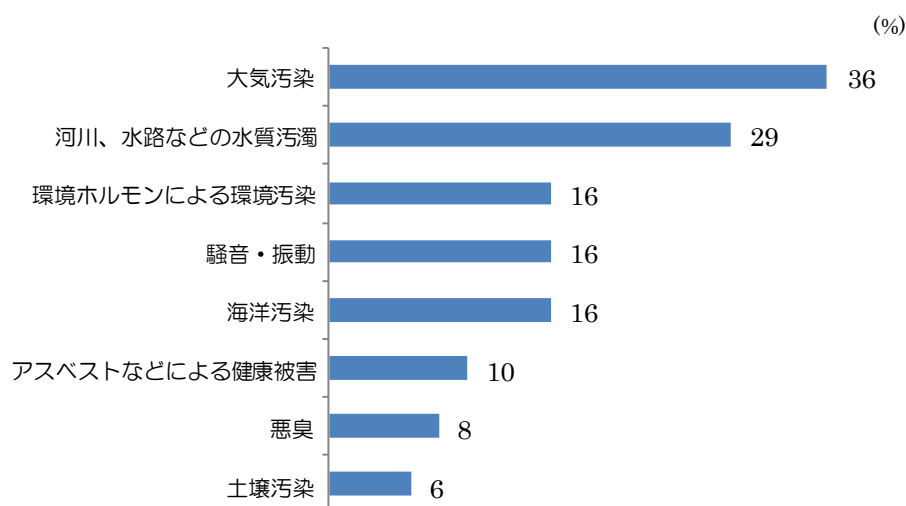


【有害化学物質など】

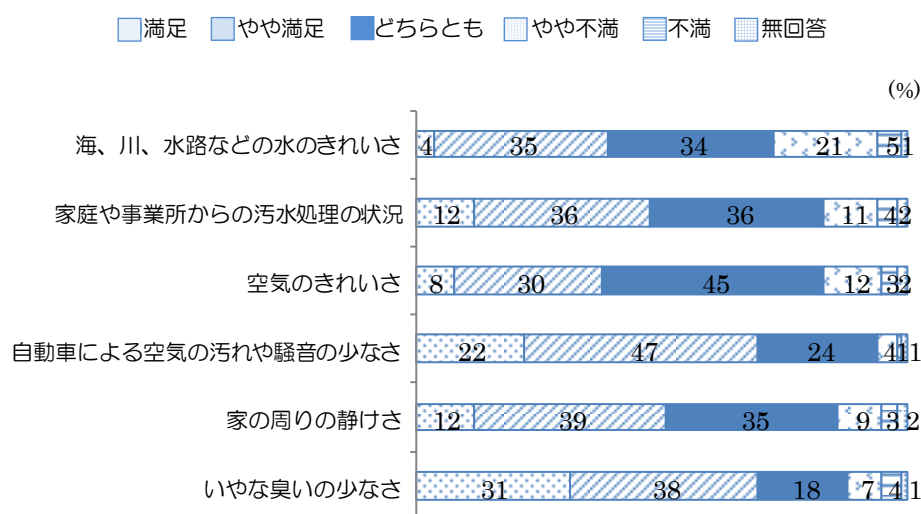
市内の大気、水質、土壌について、定期的を実施しているダイオキシン類などの化学物質の調査では、すべての調査地点で国が定める環境基準値や指針値に適合しています。

今後、化学物質による環境汚染を防ぐには、PRTR 制度などにより化学物質の環境への排出や管理の状況を把握し、適正管理および排出抑制に関する事業者の自主的な取り組みを促進する必要があります。

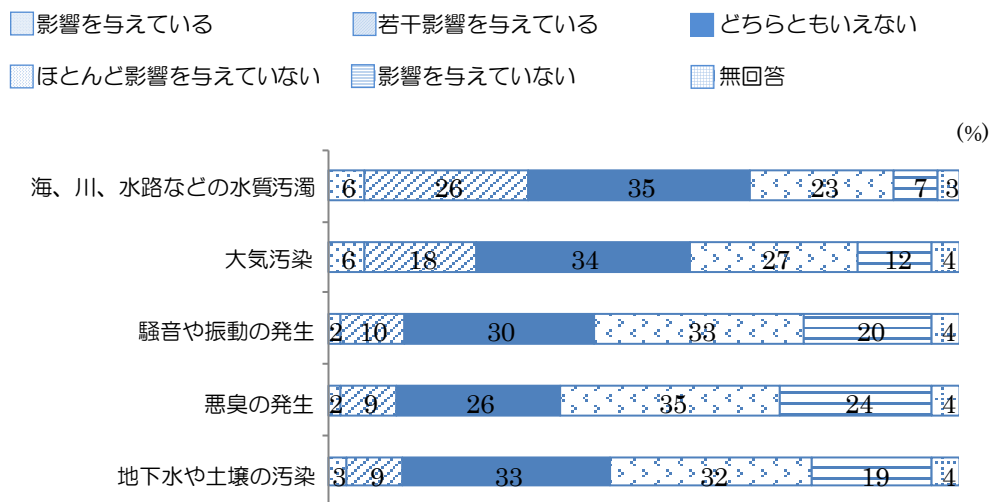
関心を持っている環境問題（一部抜粋）（市民・事業所アンケートより）



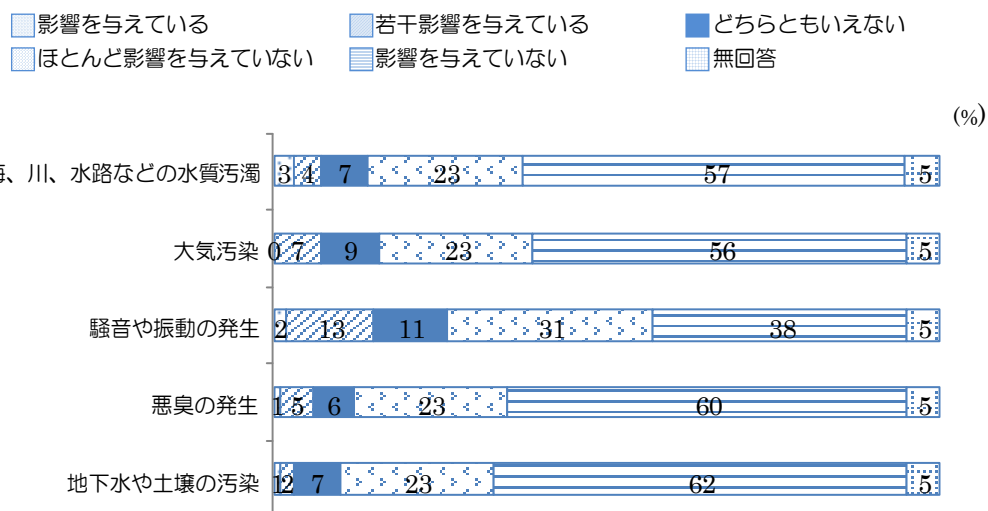
環境について感じていること（一部抜粋）（市民アンケートより）



日常生活において環境におよぼしている影響（一部抜粋）（市民アンケートより）



事業活動において環境におよぼしている影響（一部抜粋）（事業所アンケートより）

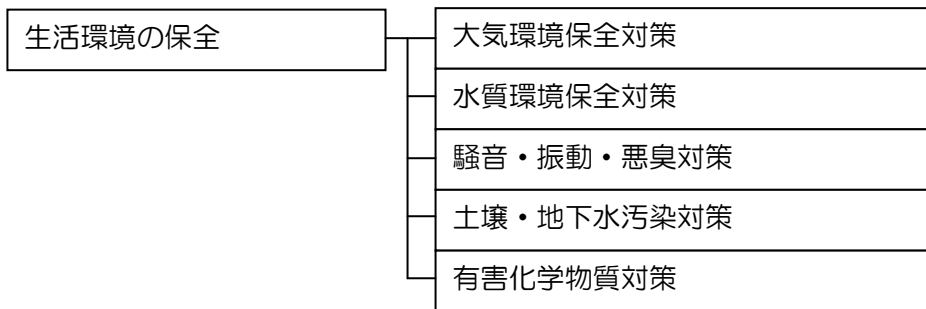


2 基本方向

私たちが良好な生活環境を享受するため、大気・水質・騒音などの環境に対しての監視体制の強化や発生源対策などに努めることにより、環境基準を達成・維持するとともに、より私たちの暮らしにやさしい環境の向上をめざし、環境負荷の低減を推進します。また、人の健康や生態系に悪影響をおよぼすおそれのある化学物質については、排出抑制や適正管理の啓発を促進し環境汚染の未然防止に努めます。



3 施策の柱



#### 4 目標

環境基準適合率の増加に努めます。

指標	算定式	基準値	中間目標	最終目標
調査測定地点の環境基準適合率	大気・水質・地下水・土壌に係る環境基準適合地点数／総測定地点数×100	75% H24	90% H35	100% H45

#### 関連指標の方向性

指標	算定式	基準値	方向
調査測定地点の環境基準適合率	大気・水質・地下水・土壌に係る環境基準適合地点数／総測定地点数×100	75.0 % H24	増加
大気環境基準などの達成率	適合数／サンプリング数×100	100.0 % H24	維持
水質環境基準※1などの達成率	適合数／サンプリング数×100	69.3 % H24	増加
地下水環境基準などの達成率	適合数／サンプリング数×100	86.7 % H24	増加
騒音環境基準などの達成率	道路交通騒音 環境基準達成率	100.0 % H24	維持
ダイオキシン類の大気・水質・土壌環境濃度	大気※2 (0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下)	大気環境濃度 (達成)	H24 維持
	水質 (1pg-TEQ/l以下)	水質環境濃度 (達成)	
	土壌※2 (1,000pg-TEQ/g以下)	土壌環境濃度 (達成)	
PRTR 制度に基づく化学物質の排出量・移動量	1年間の届出排出量・移動量	24,312.9 Kg 3,600.0 Kg	H23 減少
公害苦情相談件数	市に寄せられた1年間の相談件数	17 件	H24 減少

※1 水質環境基準：生活環境の保全に関する環境基準（河川）A 類型による

※2 愛媛県によるダイオキシン類環境調査結果を含む

#### 5 具体的施策

##### 大気環境保全対策

～ きれいな空気に包まれたまちにします ～

きれいな空気は、私たちが安心して生活できる環境には欠かせないものです。私たちの健康な暮らしに影響をおよぼすことがないように、大気汚染に係る環境基準などの水準を保ちます。そのために、大気環境測定体制の整備、大気汚染の原因となる自動車や事業所な

どの発生源対策を推進します。

八幡浜市内では、一部地区においてダイオキシンなどに係る大気環境の調査が行われていますが、その他の地区においては、大気環境の現状が不明確です。今後、大気汚染と共にそれに起因した土壌汚染などが進行しないよう、まずは状況を把握していくことが必要です。

## 施策

### (1) 大気環境状況の把握

#### ①大気環境測定体制の整備

- ・八幡浜市内での定期的な大気汚染状況調査を促進します。
- ・愛媛県では、工場などが集中立地している東予地域や松山市に大気自動測定局を設置し、県内の大気汚染の状況を把握しています。これらの測定局が八幡浜市内にも設置されるよう要望していきます。

#### ②調査結果の公表

- ・大気環境を的確に把握するため、継続的に調査を実施し、結果を公表します。

### (2) 固定発生源対策

#### ①工場、事業所における発生源対策

- ・工場、事業所における各種排出物質の規制基準遵守の啓発を推進します。
- ・工場、事業所のボイラーなどへの低窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）型燃焼機器の導入や、大気汚染防止設備・技術の導入、燃料使用の適正化・効率化などの事業者の自主的な排出削減対策を促進するための情報提供および啓発を行います。

#### ②家庭における発生源対策

- ・家庭の暖房機器や給湯器への低 NO<sub>x</sub> 型燃焼機器の導入など、家庭における排出削減対策を促進するための情報提供および啓発を行います。

### (3) 移動発生源対策

#### ①自動車排出ガスの削減

- ・自動車の適切な整備、点検を推進します。
- ・エコ自動車の普及を促進します。
- ・エコドライブの実践を推進します。
- ・バス、トラックなどの大型ディーゼル車については、低公害車への転換やエコド

ライブの徹底、物流の効率化などを要請し、窒素酸化物(NOx)・浮遊粒子状物質の排出量の削減を図ります。

②交通対策

- ・マイカーの過度な利用を控え、適正利用を推進します。
- ・パーク&ライドやレンタサイクルの導入を推進します。
- ・徒歩・自転車の利用を促進します。
- ・安全に利用できる徒歩・自転車通行環境の整備を推進します。
- ・駐車場、駐輪場の整備を推進します。

③環境負荷を低減する道路整備の推進

- ・市内幹線道路（大洲・八幡浜自動車道など）の整備を促進します。
- ・道路渋滞箇所の解消に努めます。

(4) アスベストなどの大気環境への排出防止

①解体にともなう飛散防止

- ・家屋の解体工事などにともなう、周辺環境への飛散防止など「大気汚染防止法」などの法令に基づく適正処理について啓発を推進します。

## 2 水質環境保全対策

～ 清らかな水に囲まれたまちにします ～

水は私たちの生活や事業活動に利用されることにより汚水となって排出されます。この汚水が処理されないまま川や海へ排出されると、水質汚濁が進行し、河川や海には魚も住めない状態となってしまいます。

水質汚濁を防止するためには、これらの汚水を処理場へ集め処理し、きれいな水にして川や海へ戻します。こうすることにより、水質汚濁を防止し、美しい川や海を取り戻すことができます。

きれいな水は、大気と同様に、市民が安心して生活できる環境の実現に欠かせないものです。河川の水質は、水質汚濁に係る環境基準を達成するとともに、さらに清らかな水質をめざします。

第4章 公害のないまち

八幡浜市河川水質検査場所

No	検査地点
①	宮内川 上流
②	宮内川 下流
③	喜木川 上流
④	喜木川 下流
⑤	千丈川・五反田川 合流地点
⑥	千丈川
⑦	五反田川

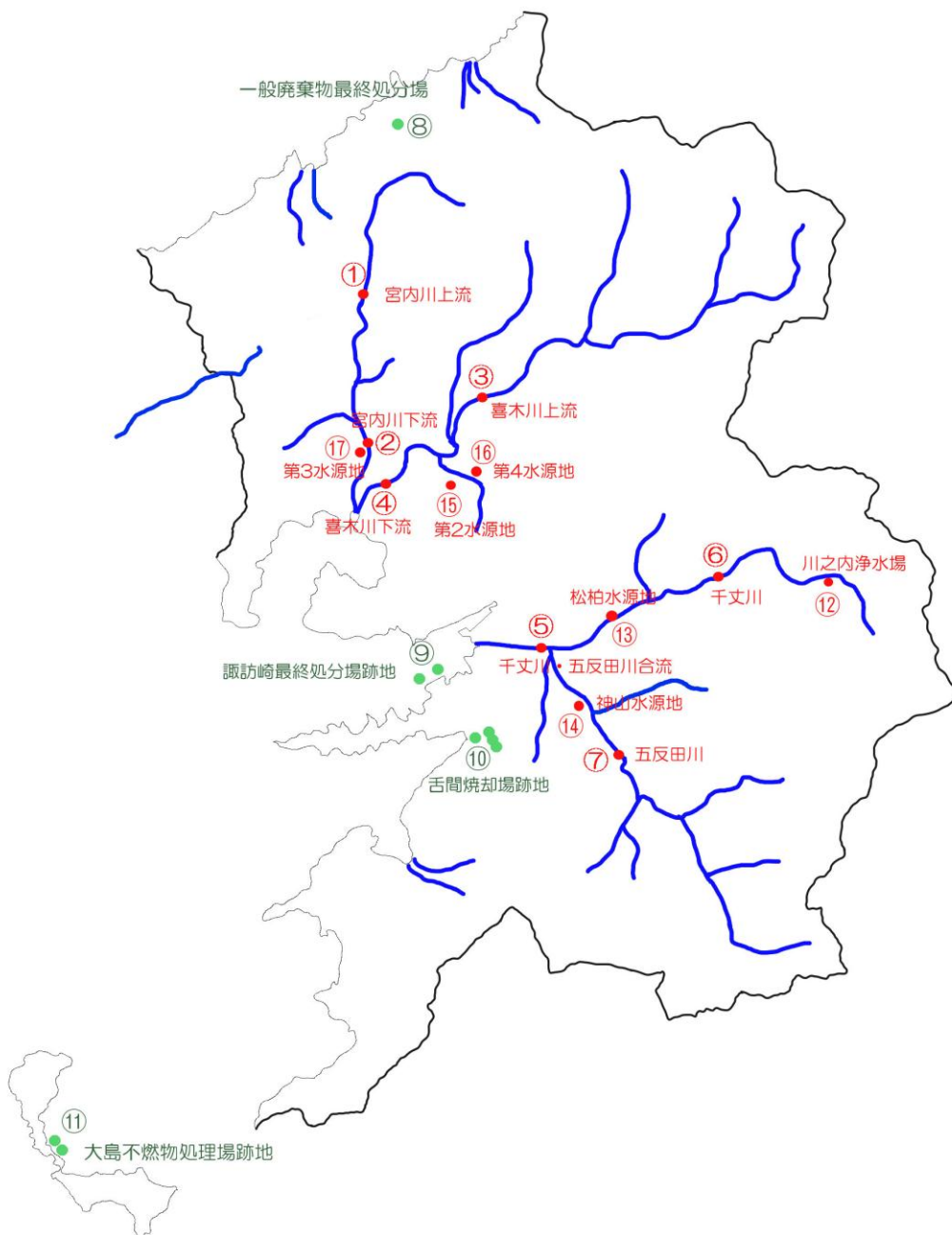
八幡浜市最終処分場水質検査場所

No	検査地点	
⑧	一般廃棄物最終処分場	処分場内
		放流槽
		放流水
⑨	諏訪崎最終処分場跡地	施設前
		施設奥
⑩	舌間残灰処分場跡地	施設排水
		江尻川 上流
		江尻川 下流
		地下水
⑪	大島不燃物処理場跡地	施設前
		施設横 海岸

八幡浜市上水道水質検査（原水）場所

No	検査地点	水系
⑫	川之内浄水場	千丈川水系
⑬	松柏水源地	
⑭	神山水源地	五反田川水系
⑮	第2水源地	宮内川水系
⑯	第3水源地	喜木川水系
⑰	第4水源地	

八幡浜市内における水質調査地点





施策

(1) 水質状況を把握

①水質環境監視体制の整備

- ・八幡浜市における定期的な水質調査を継続して行います。
- ・河川などの公共用水域の調査点や調査項目を見直すなど、水質の実態を的確に把握する体制を整え継続的な調査を実施します。

②調査結果の公表

- ・水質汚濁の実態を的確に把握するため、継続的に調査を実施し、結果を公表します。

(2) 生活排水対策の実施

①下水道整備の推進

- ・下水道区域の整備、下水道への接続を促進し、下水道普及率のさらなる向上や下水道への接続のための啓発を推進します。

②合併処理浄化槽の設置

- ・下水道区域外では、合併処理浄化槽の設置を促進します。

③生活排水の汚濁負荷低減

- ・生活排水の汚濁負荷を低減するため、広報などによる汚濁防止に関する普及啓発を促進します。
- ・風呂水の再利用、廃食用油の回収など家庭での生活排水汚濁防止対策を推進します。

(3) 工場、事業所における排水対策

- ・排水基準の遵守はもとより、汚濁負荷低減のために対策の強化を求めています。
- ・排水の自主測定の実施など、特定事業場以外の自主的な対策を推進します。

(4) 非特定汚染源対策

- 道路側溝、排水溝などの清掃により堆積・蓄積した汚濁物質の除去を促進します。
- 農地などから流出する肥料の一部や作物残渣などの水質汚濁原因物質の流出を抑制するために、化学肥料・農薬の低減や耕作土の流出防止対策を推進します。

(5) 市民や各種団体との連携による活動の推進

①河川美化清掃活動の実施

- 河川美化清掃活動を実施し、水質汚濁の防止を促進します。
- 各活動の参加者や参加団体と連携を図り、清掃活動や植生・生物の保全活動を推進します。

②水質保全にむけた啓発

- 学習会や環境フェアなどの環境イベントによる、河川、海などの水質汚濁防止対策の普及啓発を推進します。

**騒音・振動・悪臭対策**

～ 季節のかおりや音が感じられるまちにします ～

人の五感で感じる騒音や悪臭の問題は、私たちの生活に密接に関わり、生活における快適性を考えると非常に重要な問題です。特に、住宅地と商業地などの混在地域では、その問題が顕著に現れます。

騒音・振動・悪臭の解消を図っていくとともに、良好な「音環境」や「かおり環境」をまちづくりのひとつとして位置付け、各主体の協働による快適なまちづくりをめざしていくことが重要です。

騒音・振動・悪臭の問題の解決に向けて調査・測定体制の整備や周囲の環境に配慮した発生源対策の推進、相談体制の充実を図っていきます。

施策

(1) 騒音・振動

①騒音・振動の的確な監視

- 騒音、振動に係る調査を実施し、結果を公表します。

②交通騒音・振動対策の推進（移動発生源からの対策）

- ・良好な居住環境を保全する必要がある地域を通過する主要な道路については、低騒音舗装などの整備を推進します。
- ・自動車騒音の低減を図るため、幹線道路などの整備による交通の円滑化を推進します。
- ・鉄道、バス、運送会社などの交通機関については、事業者による騒音低減対策を要請します。
- ・自動車の適切な整備、点検による騒音抑制を促進します。

③固定発生源からの騒音・振動対策

（工場・事業所）

- ・工場、事業所からの騒音や振動を抑制するため、「騒音・振動規制法」に基づく規制を徹底します。
- ・低騒音型設備の導入を促進します。
- ・防音対策を徹底します。

（建設作業）

- ・特定建設作業現場における騒音・振動の規制基準の遵守など、「騒音・振動規制法」に基づく規制を徹底します。

（生活騒音）

- ・住宅地周辺において発生する近隣騒音や夜間営業騒音などについては、「騒音・振動規制法」に基づき、発生者に対して指導を行います。
- ・不快と感じる生活騒音を生じさせないように、広報などを通じて啓発します。

④音環境

- ・住宅地周辺において騒音の防止を推進し、季節の音（鳥や虫の声・風や波の自然の音など）が感じられるまちづくりを推進します。

(2) 悪臭

①悪臭対策

- ・悪臭発生の実態を把握し、規制地域・臭気指数の導入を検討し、悪臭防止対策を推進します。
- ・地域で発生する悪臭を抑制するため、その発生源に対して「悪臭防止法」に基づき、指導を行います。
- ・ごみの放置防止、動物の糞尿の適切な処理を促進します。
- ・畜産経営に起因する悪臭を防止するため、畜舎の清掃、家畜排せつ物の処理施設の整備など畜産経営の環境改善を推進します。

②かおり環境

- ・住宅地周辺において悪臭防止対策を推進し、季節のかおり（季節の花・みかんのかおりなど）が感じられるまちづくりを推進します。

土壤・地下水汚染対策

～ 安全な地下水と土壤が保たれたまちにします ～

土壤は生態系の保全や水質の浄化・貯水・透水などさまざまな場面において大きな役割を果たしています。しかし、土壤汚染は蓄積性が強く、その汚染が地下水にも浸透するため地下水汚染とも密接に関連しています。どちらも一度汚染されるとその影響が長期にわたることから、将来にわたる私たちの健康被害を予防するためにも土壤汚染を発生させない取り組みや土地利用に応じた適切な対策が行われる取り組みを推進していきます。

施策

(1) 状況の把握

- ・愛媛県による土壤汚染、地下水汚染に係る環境調査結果に基づき、現状把握に努めます。

(2) 土壤汚染対策

①啓発

- ・土壤汚染対策に関する啓発を推進します。

②工場・事業所などからの発生源対策

- ・有害物質を扱う工場、事業所などに対する土壤汚染防止に関する啓発を推進します。
- ・工場、事業所の廃止などによる利用形態の変更や移転により汚染が判明した場合には、愛媛県と連携して事業者に必要な汚染浄化対策を求めていきます。

③農地の汚染防止

- ・肥料、農薬による農地の土壤汚染を防止するため、土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う環境保全型農業を推進します。

(3) 地下水汚染対策

①啓発

- 地下水汚染対策に関する啓発を推進します。

②工場・事業所などからの発生源対策

- 有害物質を扱う工場・事業所に対して、有害物質の地下水への浸透防止に関する啓発を推進します。
- 地下水汚染の未然防止を図るため、必要に応じ土壤汚染対策法に基づく自主的な調査を推進します。

③浄化対策の促進

- 汚染井戸が発見された場合には、汚染源に対して愛媛県と連携して継続的な浄化対策を求めています。

**有害化学物質対策**

～ 有害物質による汚染がないまちにします ～

私たちの身の回りでは非常に多くの化学物質が利用されており、その数は10万種類以上と言われています。その中には、環境中に残留し、環境汚染を引き起こしたり、人の健康に影響をおよぼしたりするといわれているものもあります。ダイオキシンなどの環境ホルモンの問題やアスベストの問題などにより、私たちの暮らしに不安を与えている状況もみられます。

環境への影響をできるだけ少なくしていくためには、PRTR制度による化学物質に関する情報提供が重要です。そのためには、企業なども自主的に事業活動内容を公表し、化学物質の使用の有無、有害性、環境への配慮事項などの情報提供、環境リスクに関する環境学習の実施などを推進していく必要があります。

施策

(1) 有害化学物質などの排出削減

①工場・事業所からの排出削減

- 「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などに基づく排出規制の対象となっている有害化学物質について、排出抑制の啓発を推進します。

②PCB・アスベスト廃棄物の適正処理

- PCB およびアスベスト廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「愛媛県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」などにに基づき適切に処理されるよう啓発を推進します。

③野焼きの防止

- 違法な野焼きを防止するための監視・指導・啓発を促進します。

(2) 化学物質の監視

①ダイオキシン類に関する監視

- 大気、水質などを対象としたダイオキシン類の調査を継続実施し、実態の把握、調査結果を公表します。
- ダイオキシン類の発生源となる廃棄物焼却炉などの特定施設については、事業者の自主測定の適切な実施と結果の公表を推進します。

②PRTR 制度の活用

- PRTR 制度により、化学物質の使用、保管および処理状況の把握に努めます。
- 事業者の自主的な管理の徹底を推進します。
- PRTR 制度の情報を基に市民に情報提供し、事業者の自主的な管理を推進します。

6 各主体の主な取り組み

◎大気環境保全対策

取り組み	市民	事業者	行政
汚染状況の把握			<ul style="list-style-type: none"> <li>・観測局設置を推進</li> <li>・調査結果の公表</li> </ul>
固定発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低 NOx 型燃焼機器などの導入に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場、事業所のばい煙の適正処理を徹底</li> <li>・低 NOx 型燃焼機器などの導入に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場、事業所や家庭における排出削減対策の啓発</li> </ul>
移動発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコ自動車の利用に努める</li> <li>・エコドライブの実践</li> <li>・自動車の適切な整備・点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコ自動車の利用に努める</li> <li>・エコドライブの実践</li> <li>・自動車の適切な整備・点検</li> <li>・貨物自動車などの交通量削減をめざす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車排出ガスの削減に向けた対策</li> <li>・徒歩や自転車による交通対策を推進</li> <li>・環境負荷を低減する道路整備を推進</li> </ul>
大気環境への排出防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスベストなどは、適切な飛散防止処理を依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスベストなどは、適切な飛散防止処理を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に基づく適正処理の啓発</li> </ul>

◎水質環境保全対策

取り組み	市民	事業者	行政
汚濁状況の把握			<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的な水質調査</li> <li>・調査結果の公表</li> </ul>
水質保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川などでの利用マナーを守り周辺環境の保全に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川などでの利用マナーを守り周辺環境の保全に努める</li> </ul>	
生活排水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道に接続する</li> <li>・合併処理浄化槽を設置</li> <li>・家庭における排水処理対策を徹底（使用済み食用油の回収、風呂水の再利用など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道に接続する</li> <li>・合併処理浄化槽を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道整備の促進</li> <li>・合併処理浄化槽の設置を促進</li> <li>・生活排水の汚濁負荷低減の啓発</li> <li>・廃食用油の回収促進</li> </ul>

工場・事業所における排出水対策の推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>・法規制に基づく排出水基準を遵守</li> <li>・自主的な排出水対策に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法規制に基づく排出水対策の啓発</li> </ul>
非特定汚染源対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅周辺の清掃</li> <li>・農薬などの適正利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所周辺の清掃</li> <li>・農薬などの適正利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に応じた非特定汚染源対策の啓発</li> </ul>
連携による活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川美化清掃活動に参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川美化清掃活動に参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民や各種団体と協力し、水質改善対策活動を促進</li> </ul>

◎騒音・振動・悪臭対策

取り組み	市民	事業者	行政
騒音・振動的な確な監視			<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音測定を継続実施し、結果を公表</li> </ul>
自動車騒音・振動（移動発生源）対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な自動車整備による騒音防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な自動車整備による騒音防止</li> <li>・騒音低減対策を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹線道路整備など交通対策を推進</li> </ul>
固定発生源による騒音・振動対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活騒音などの発生抑制</li> <li>・環境基準の遵守</li> <li>・近隣の迷惑にならないよう努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低騒音、低振動型の機器の導入を推進</li> <li>・環境基準の遵守</li> <li>・事業活動における防音対策を推進</li> <li>・近隣の迷惑にならないよう努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場、事業所などの騒音・振動対策を推進</li> <li>・生活騒音に対する指導、啓発を促進</li> </ul>
悪臭対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみを放置しない</li> <li>・動物の糞尿の適正処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみを放置しない</li> <li>・悪臭の発生防止に努める</li> <li>・悪臭防止資材などにより、家畜や肥料の悪臭防止を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悪臭防止の普及啓発</li> <li>・悪臭の発生源に対し、法令に基づく指導</li> </ul>



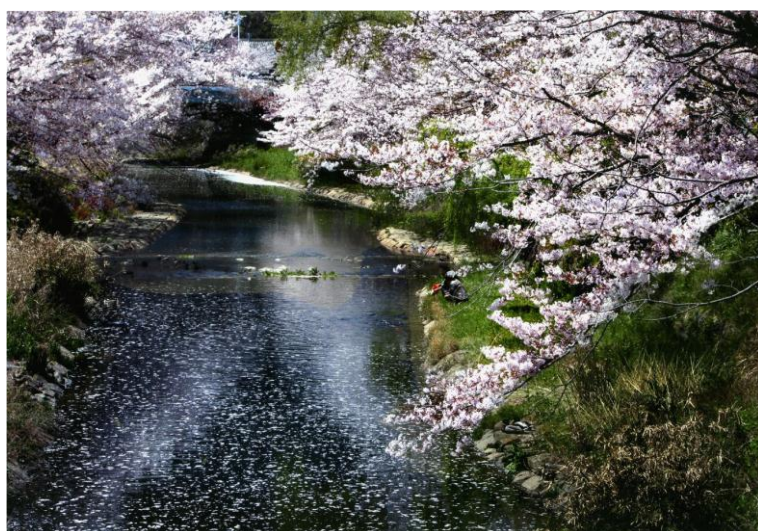
◎土壌・地下水汚染対策

取り組み	市民	事業者	行政
土壌汚染対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬や化学肥料の適正利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬や化学肥料の適正利用</li> <li>・事業所の汚染物質使用状況を把握</li> <li>・土壌汚染の原因となる物質の使用量低減</li> <li>・土壌汚染の原因となる物質の管理徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場・事業所などの土壌汚染防止の啓発</li> <li>・農地の汚染防止を推進</li> <li>・土壌汚染対策の啓発</li> </ul>
地下水汚染対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬や化学肥料の適正利用</li> <li>・井戸水の利用に際しては、異常がないか常に確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質の地下水への浸透防止対策を徹底</li> <li>・農薬や化学肥料の適正利用</li> <li>・井戸水の利用に際しては、異常がないか常に確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水調査の促進</li> <li>・工場、事業所に対する地下水汚染対策の啓発</li> </ul>

◎有害化学物質対策

取り組み	市民	事業者	行政
有害化学物質の排出削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野焼きをしない</li> <li>・野焼きによるダイオキシン類の発生抑制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害化学物質の管理徹底</li> <li>・有害化学物質使用量削減</li> <li>・PRTR 制度に基づき、指定化学物質排出量などを報告</li> <li>・野焼きをしない</li> <li>・PCB やアスベストなどの適正処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害化学物質の適正処理の啓発</li> <li>・PRTR 制度に基づき、指定化学物質排出量などを報告</li> <li>・野焼き防止の啓発</li> </ul>
化学物質の監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質に関する正しい知識を身につける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物焼却炉などからのダイオキシン類などの発生対策に努</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイオキシン類の調査</li> <li>・調査結果の公表</li> </ul>

		める ・化学物質に関する正しい知識を身につける	・化学物質に関する正しい情報の普及啓発 ・有害化学物質の適正管理の啓発
--	--	----------------------------	--



喜木川に咲く桜  
(写真左)

引き潮で陸続きになるねずみ島  
(写真右)



資源が循環するまち

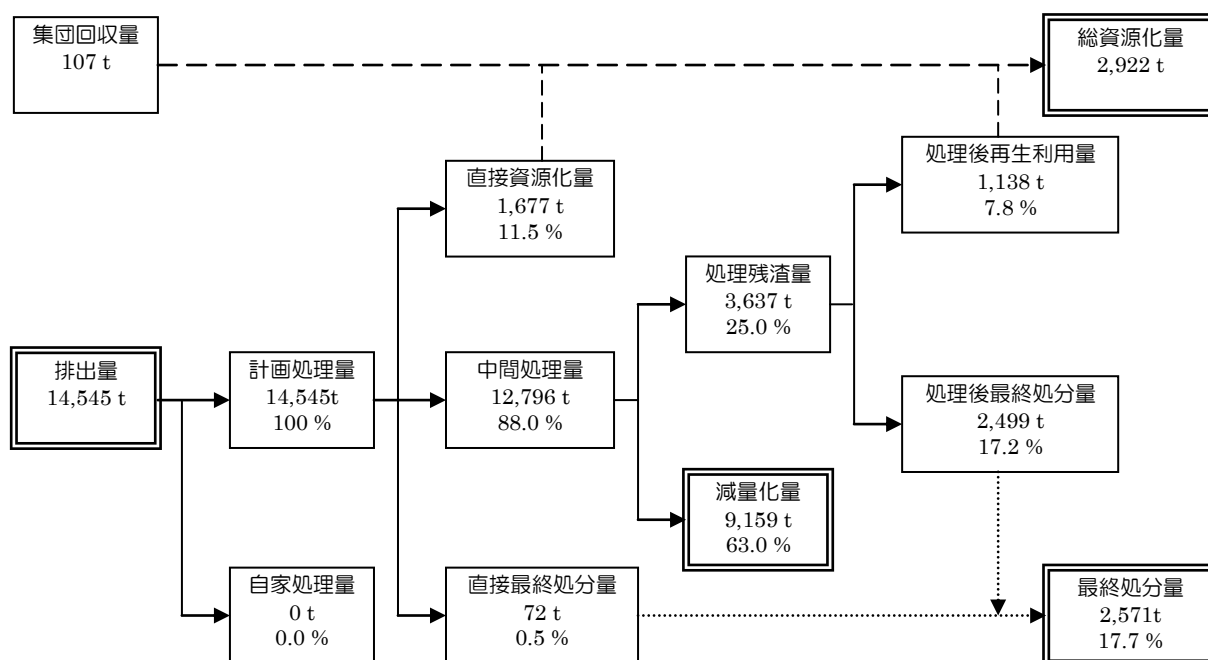
基本施策 10 資源循環の推進

1 現状と課題

地球温暖化問題や資源の枯渇などの環境問題は、より複雑化・深刻化してきており、これらの問題に対応する取り組みとして資源循環型のまちづくりは必要不可欠となっています。

八幡浜市では、適正な廃棄物処理を進めることにより、環境への負荷が低減された循環型社会の構築をめざしています。市内で発生するごみは、ごみステーションおよび戸別で収集されており、八幡浜南環境センター（ごみ焼却施設、リサイクルプラザ、資源ごみ選別施設）、八幡浜北環境センター（資源ごみ選別施設）、民間施設にて中間処理された後、八幡浜市および他市の民間最終処分場にて埋め立て処分されています。

今後、資源循環型のまちを実現し、私たちが安心して生活できる環境を維持向上させるためには、私たちの生活スタイルや事業活動をこれまでの大量生産・大量消費のスタイルから資源が循環するスタイルに変えるとともに、この循環型のスタイルを推進させるためのシステムの構築が求められており、市民・事業者・行政がより一層協働し、ごみを減量する環境づくりを進めることが重要です。



一般廃棄物の処理状況フロー（H24）

資料 循環型社会形成推進地域計画

## 2 基本方向

地球温暖化や資源の枯渇などの地球規模での深刻な環境問題に対応していくためには、循環型社会の仕組みづくりは欠かすことができません。そして、循環型社会実現のためには、物がごみとなって処理されるまでの段階で 3R「Reduce（リデュース）・Reuse（リユース）・Recycle（リサイクル）」を推進することが重要です。

今後、ごみの埋め立て処理をする最終処分場の確保が難しいことを考えると、資源を無駄にせず有効に活用し、廃棄物の排出量を抑制しなければなりません。このため、私たちができることとして、ごみの減量化と資源の再利用の推進は当然ながら、廃棄物の元となるものを断ったり、買ったりしないようにすることが必要です。

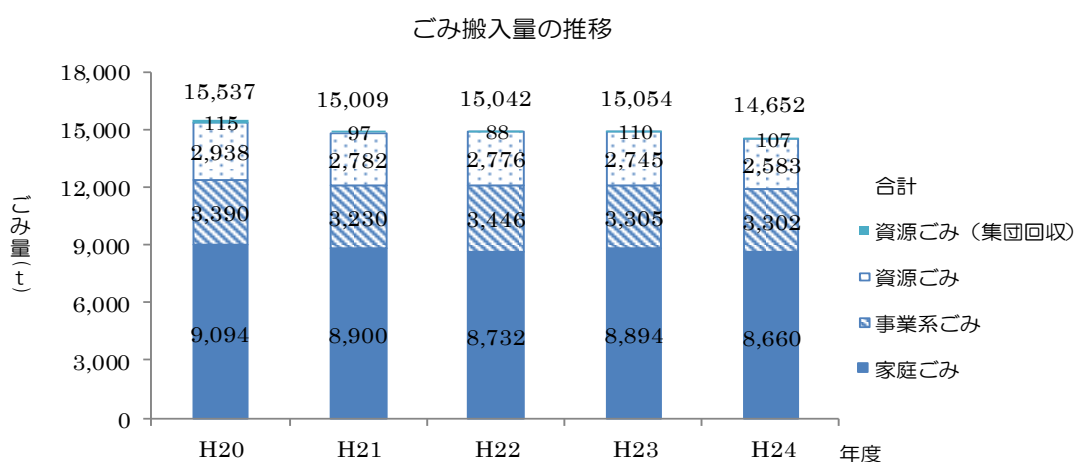
### 3Rとは・・・

環境に負荷を与え、処理費用のかかる「ごみ」を極力少なくする取り組みです。

Reduce（リデュース）・Reuse（リユース）・Recycle（リサイクル）の頭文字をとって「3R（スリーアール）」と呼ばれています。

それぞれの言葉の示す意味は、以下のとおりです。

- Reduce（リデュース） ⇒ ごみの発生抑制
- Reuse（リユース） ⇒ 繰り返し使用する
- Recycle（リサイクル） ⇒ 資源として再利用する

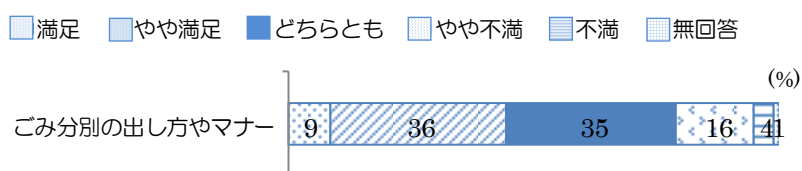


資料 一般廃棄物処理実態調査

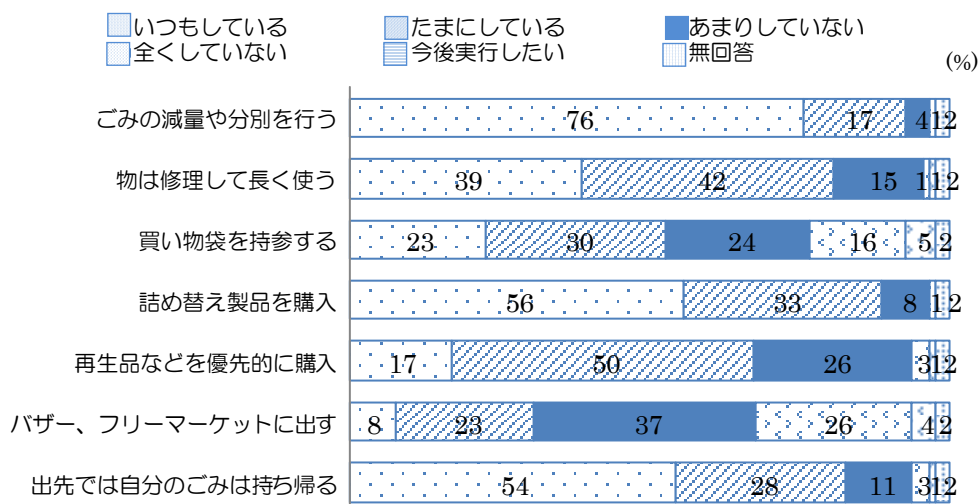
関心を持っている環境問題（一部抜粋）（市民アンケートより）



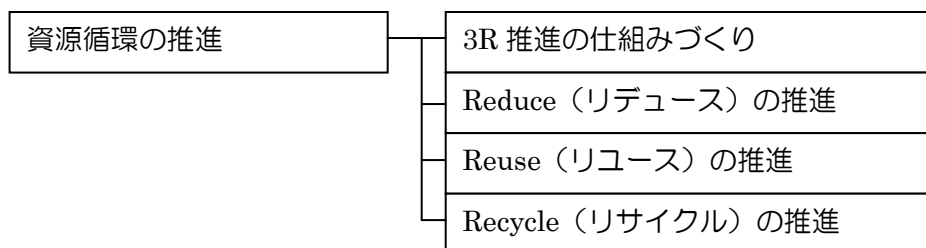
環境について感じていること（一部抜粋）（市民アンケートより）



ゴミに関して取り組んでいること（一部抜粋）（市民アンケートより）



## 3 施策の柱



## 4 目標

市民 1 人の 1 日当たりの家庭ごみ排出量を削減します。

指標	算定式	基準値	目標	目標
市民 1 人の 1 日当たりの 家庭ごみ排出量	家庭ごみ排出量 / 推計人口 / 365 日	757g H24	735g H27	735 H34
ごみ総排出量	市内の 1 年間のごみの総排出量	14,652t H24	13,186t H27	11,444t H34

目標数値は、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画による。

## 関連指標の方向性

指標	算定式	基準値	方向
家庭ごみ量	市内の 1 年間の家庭ごみ排出量	8,660 t H24	減少
事業系ごみ量	市内の 1 年間の事業系ごみの排出量	3,302 t H24	減少
資源ごみ量	市内の 1 年間の資源ごみの排出量	2,583 t H24	増加
資源集団回収量	1 年間の集団回収の量	107 t H24	増加
ごみの埋立量	1 年間のごみの埋立量	2,571 t H24	減少
リサイクル品の出品数	リサイクルフェア出品数	182 点 H24	増加
リサイクル率	ごみの資源化量 / ごみの総排出量 × 100	19.9 % H24	増加

## 5 具体的施策

### 3R 推進の仕組みづくり

～ 市民が一体となって 3R に取り組みます ～

大量生産・大量消費社会となった現在では、使い捨ての製品などが増えてきており、身近なところでは生活の豊かさにより食事の量を多めにつくってしまうなど、ごみの量が増大するさまざまな要因が挙げられます。また、レジ袋の使用や資源として再利用できるごみを分別せずにごみとして出していることもごみを増やす一因です。

八幡浜市においては、人口が減ってきているにも関わらず家庭系ごみと事業系ごみを合わせたごみの収集量は、増加傾向にあります。ごみは基本的に焼却により処理されており、処理にかかる費用も膨大な金額となっています。

3R を推進していくためには、市民・事業者の積極的な行動を促進していかなければなりません。不要なものは、「買わない」・「使わない」・「もらわない」という観点からごみを減らすことを優先に 3R を推進していきます。

#### 施策

##### (1) 3R の普及啓発

###### ①普及啓発の推進

- ・環境月間（6月）、3R 推進月間（10月）などの機会に、3R の必要性や市民、事業者、行政の役割などについて啓発を行います。
- ・ごみの分別、排出ルール of 徹底を図っていくための 3R 推進運動の展開を推進します。
- ・リサイクルフェアを開催し、まだ使用できるものを無料にて提供します。

###### ②的確な情報提供

- ・3R 活動の参考事例などの市民や事業者が求める情報を提供します。

###### ③環境学習の充実

- ・ごみ問題やリサイクルなど循環型社会の構築をテーマとする環境学習の機会の提供に努めます。
- ・3R について学べる環境学習の機会の提供に努めます。

## Reduce（リデュース）の推進

～ ごみの発生を抑制します ～

3R活動のうち優先的に取り組むことが、Reduce（リデュース：ごみの発生抑制）です。循環型社会の実現をめざすためにも、大量生産・大量消費の生活スタイルを改め、ごみの減量を意識した生活を実践し、ごみのさらなる減量化を進めるとともに、資源化の推進を図っていく必要があります。

施策

### (1) 家庭系ごみ減量対策

#### ①ごみを減らす

- ・生ごみ処理機などの活用を促進し、生ごみを減らすことに努めます。
- ・生ごみ処理機などの購入助成制度を促進します。
- ・レジ袋削減のためにマイバックの使用を推進します。

#### ②ごみ排出ルールの徹底

- ・ごみの分別により、ごみ量を減らします。
- ・ごみ分別の普及啓発をさらに推進します。
- ・ごみの出しやすい環境整備を推進します。（ごみステーションの設置、ごみステーション設置個所の変更など）

### (2) 事業系ごみ減量対策

#### ①事業系ごみの適正排出対策

- ・事業系ごみの分別排出の普及啓発を促進します。
- ・事業系ごみの実態を把握し減量・分別を推進します。
- ・多量排出事業者に対しては、ごみ減量化計画の策定を求めるなど、ごみの減量、資源化のための指導を推進します。

#### ②事業者との協働

- ・資源回収が容易な容器の使用、過剰包装の廃止、資源の回収などに対する協力を事業者に求めています。
- ・スーパーマーケットなどの事業者と市民との理解や協力を得ながら、レジ袋の有料化や削減に向けた取り組みを推進します。



### Reuse（リユース）の推進

～ リユース製品の利用を拡大します ～

一度使用された製品を回収し、必要に応じて適切な処理を施した後に、製品として再使用するといった取り組みが必要とされています。消費者に対し、このようなリユース品利用の啓発を推進します。

事業者に対しては、製品のリユースが可能な商品仕様の採用や、流通・販売事業者と連携した製品回収システムの構築を推進します。

施策

#### (1) 再使用品の利用促進

##### ①リユースするための仕組みづくり

- ・フリーマーケットやリサイクルショップの活用を推進します。
- ・リユース製品の購入を推進します。
- ・リユースに関する情報提供を促進します。
- ・購入時には長く使えるものを選ぶよう啓発します。
- ・物は修理して長く使うよう啓発します。

##### ②事業活動における再使用の促進

- ・リユース可能な製品開発と販売を推進します。
- ・製品回収システムの構築を推進します。

### Recycle（リサイクル）の推進

～ さまざまなリサイクルを推進します ～

ごみの発生や排出、再使用をしてもなお排出された廃棄物は、可能な限り再生利用を図り、資源ごみとして分別し資源の循環利用に努めます。そのために、集団資源ごみ回収などの促進、事業系ごみの資源化の推進などに取り組みます。

施策

(1) 資源ごみの分別収集

①資源ごみ回収

- 小中学校、PTA などが行っている資源ごみの集団回収活動を促進します。
- 使用済み天ぷら油、古着、牛乳パックなどの分別回収を促進します。
- 小型家電製品など新たな資源ごみとしての回収システムの構築を推進します。

②事業系ごみ対策

- ごみの分別により、事業系ごみの資源化を促進します。
- 事業者を対象とした資源ごみ回収システムの構築を推進します。

③リサイクル関連法の着実な施行

- リサイクル関連法の周知徹底を促進します。
- 環境に配慮した商品やサービスなどを優先的に選択するグリーン購入の普及に努めます。
- グリーン購入に積極的に取り組みます。

6 各主体の主な取り組み

◎3R 推進の仕組みづくり    ◎Reduce の推進    ◎Reuse の推進    ◎Recycle の推進

取り組み	市民	事業者	行政
3R の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 3R の理解に努める</li> <li>• 資源回収に協力</li> <li>• フリーマーケットに参加、協力</li> <li>• エコマークなど環境ラベルのついた商品の購入、使用に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 3R の理解に努める</li> <li>• 従業員のごみの排出に関する知識を深める</li> <li>• 資源回収に取り組む</li> <li>• エコマークなど環境ラベルのついた商品の購入、使用に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 3R の普及啓発</li> <li>• ごみ分別の徹底を図る</li> <li>• 資源回収の促進</li> </ul>
Reduce(リデュース)の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生ごみを減らす</li> <li>• 生ごみを可燃ごみとして処理しない工夫</li> <li>• 生ごみ処理機を設置</li> <li>• ごみとなるものは買わない</li> <li>• マイバックを利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 調達、調理保方法の工夫</li> <li>• 生ごみ処理機を設置</li> <li>• 簡易包装化に努める</li> <li>• レジ袋を削減する</li> <li>• レジ袋の有料化に取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生ごみ処理機、コンポスターなどの導入推進</li> <li>• マイバック利用の普及啓発</li> <li>• 適正なごみ出し、分別の普及啓発</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ分別の徹底</li> <li>・ごみ処理有料化への理解を深める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別しやすい商品の製造、販売の推進</li> <li>・ごみ出し、分別の意識向上</li> <li>・ごみ分別の徹底</li> <li>・廃棄物の発生抑制、減量化、資源化に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理の仕組み、経費、将来の見通しについて情報を公開</li> </ul>
Reuse（リユース）の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみになりにくいものを選ぶ</li> <li>・フリーマーケットやリサイクルショップを利用</li> <li>・リユース商品を購入</li> <li>・不用品の再使用に取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リユース可能な製品の製造、販売に努める</li> <li>・フリーマーケット、リサイクルショップ、リサイクル商品などの情報提供</li> <li>・不用品の再使用に取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リユースコーナー（掲示板など）を設置</li> <li>・バザーやフリーマーケットの開催</li> <li>・リユース製品の普及を推進</li> </ul>
Recycle（リサイクル）の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみの堆肥化に取り組む</li> <li>・生ごみ処理機を利用</li> <li>・詰め替え商品を利用</li> <li>・家庭から出るごみの種類、量を把握</li> <li>・ごみの分別を徹底</li> <li>・リサイクル法対象製品の適正処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ処理機を活用</li> <li>・事業系ごみの分別に努める</li> <li>・事業所から出るごみの種類、量を把握</li> <li>・製品のリサイクル方法を公開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ処理機の購入に対する助成を促進</li> <li>・堆肥づくりの普及啓発</li> <li>・堆肥を流通させる仕組みづくり</li> <li>・グリーン購入を促進</li> <li>・事業系ごみの分別の徹底</li> <li>・リサイクル処理される過程を公開</li> </ul>

## 基本施策 11 廃棄物の適正処理の推進

## 1 現状と課題

廃棄物の処理については、ごみの収集・運搬から中間処理、最終処分に至るまでの一連の処理過程を適切に管理することにより、環境負荷を低減していく取り組みが必要です。

八幡浜市では、ごみ焼却施設である八幡浜南環境センターが共用開始から15年が経過し、老朽化した施設の使用期間延長のための延命化工事を平成26年度から平成27年度の2年間をかけて行う予定です。この延命化工事にともない、施設の電力使用量削減による省エネルギー化、稼働率向上による信頼性の向上、老朽化した設備の更新による安定性の向上が図られます。

ごみ焼却施設は、ごみの焼却・稼働にともなう電力および燃料などの消費により、二酸化炭素などの温室効果ガスを発生します。しかし、施設の延命化工事にともない省エネルギー化により従来よりも3%以上の二酸化炭素の排出を削減することができ、今後さらに15年間安全に施設運営が行えることとなります。

また、不法投棄については、監視などによる未然防止活動が効果的なことから、不法投棄多発箇所への監視カメラの設置やパトロールを実施しています。しかし、ごみの不法投棄は後を絶たないのが現状です。今後も、市民や事業者と連携して不法投棄防止対策を推進することが重要です。

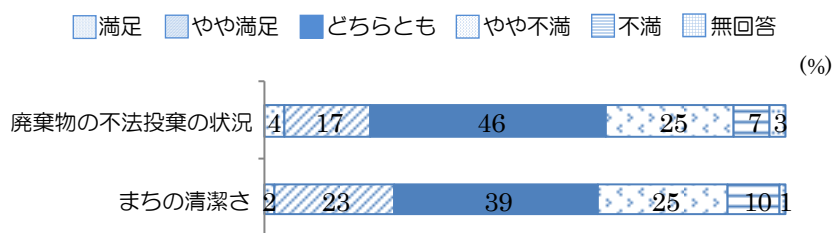


八幡浜南環境センター

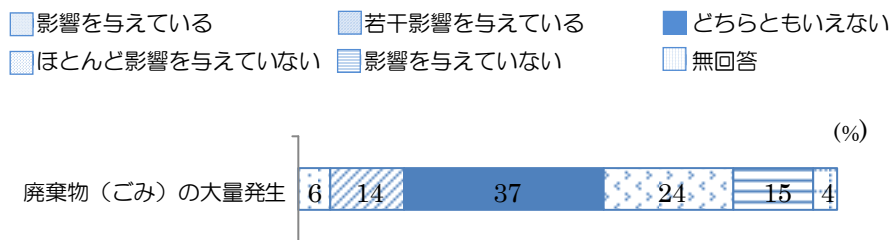
関心を持っている環境問題（一部抜粋）（市民アンケートより）



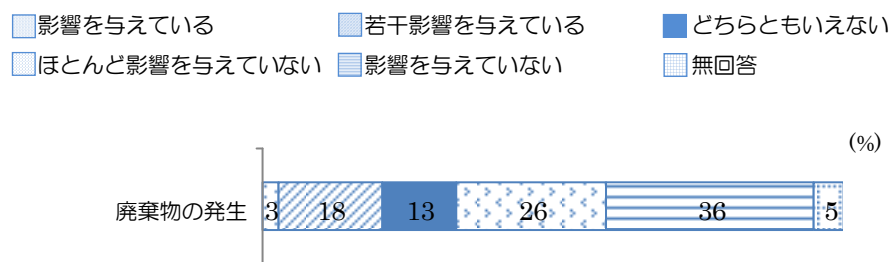
環境について感じていること（一部抜粋）（市民アンケートより）



日常生活において環境におよぼしている影響（一部抜粋）（市民アンケートより）



事業活動において環境におよぼしている影響（一部抜粋）（市民アンケートより）

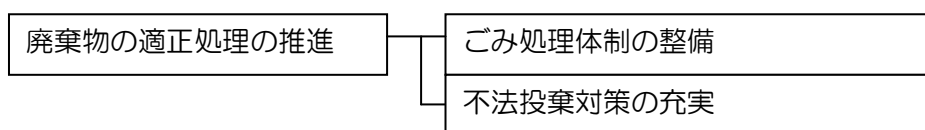


## 2 基本方向

資源循環型社会の形成に向けて、3R を推進していくための施設整備や機能の確立を図るとともに、ごみの収集・運搬から中間処理、最終処分に至るまでの一連の処理過程において、環境負荷の低減、安全性の向上や効率的な運営に努めます。

また、景観保全や自然環境保全の観点からも不適正排出・不法投棄対策のさらなる充実を図っていきます。

## 3 施策の柱



## 4 目標

ごみの排出量を減らします。

指標	算定式	基準値	目標	目標
市民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ量	家庭ごみ量 / 推計人口 / 365 日	757g H24	735g H27	735 H34
ごみ総排出量	市内の 1 年間のごみの総排出量	14,652t H24	13,186t H27	11,444t H34

目標数値は、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画による。

関連指標の方向性

指標	算定式	基準値	方向
最終処分場の埋め立て量	一般廃棄物最終処分場の1年間の埋め立て量	2,571 t H24	減少
不法投棄ごみ回収量	1年間の不法投棄ごみ回収台数(TV・エアコン・冷蔵庫など)	34 台 H24	減少

5 具体的施策

**ごみ処理体制の整備**

～ 適正で安全なごみ処理体制をつくります ～

八幡浜市には、八幡浜南環境センター・八幡浜北環境センター・一般廃棄物最終処分場といった廃棄物処理施設があります。こうした廃棄物処理施設については、将来にわたり安全に使用できる整備を進め、ごみの資源化推進などに係る新たに求められる設備について調査・検討を進め、適正で安全なごみ処理体制を構築する必要があります。また、施設の管理運営や収集運搬業務の民間委託化を進めるなど、効率的なごみ処理体制を整備します。

施策

(1) 廃棄物処理施設の再整備

①八幡浜南環境センターの延命化

- ・共用開始から15年が経過したごみ焼却施設において、延命化工事を行い省エネルギー化、信頼性の向上、安定性の向上にともないさらに15年間の施設使用をめざします。

②廃棄物処理施設の適正配置

- ・南環境センター、北環境センターの廃棄物処理状況に応じて、施設の適正配置（施設の休止など）に努めます。

③資源化施設整備の検討

- ・循環型社会を見据えたうえで、将来のごみの量の予測や社会情勢の動向などを見通しながら、より適正な廃棄物処理施設の整備について検討します。

(2) ごみの適正処理

①効率的な収集体制の整備

- ・現在、一部地区を除き、ごみ収集については民間企業に委託しています。今後、すべての地区のごみ収集業務を民間企業へ委託し、地域特性を考慮した効率的なごみ収集体制の整備を推進します。
- ・ごみステーションの適正な配置に努めます。

②ごみ分別・リサイクルに対する普及啓発

- ・循環型社会形成のため、適正なごみ分別の普及啓発に努めます。

③資源回収の促進

- ・資源ごみの分別収集を促進します。

④適正処理の推進

- ・廃棄物の処理が法令を遵守し、適正に行われるよう努めます。
- ・野焼きによる不適切処理禁止の注意喚起を促進します。
- ・環境に負荷を与えないよう、適正・安全な処理に努めます。

**不法投棄対策の充実**

～ 私たちがまちをきれいにします ～

不法投棄は、自然環境に大きな影響を与えるとともに、美しい景観を阻害している要因となっています。こうした不法投棄を防止するため、不法投棄多発箇所への監視カメラの設置や不法投棄防止パトロールの充実を図ります。

また、ごみの散乱を防止し、清潔できれいなまちづくりを推進するため市民・事業者との協働により地域環境美化活動の実施、まちの環境美化に取り組む清掃ボランティア団体の活動を支援していきます。



施策

(1) 不法投棄防止対策の充実

①不法投棄防止意識の普及啓発

- ・不法投棄をさせない環境づくりをするための普及啓発を推進します。
- ・無駄な消費を減らす生活スタイルを推進します。

②不法投棄に対する監視の実施

- ・不法投棄パトロールの充実を図ります。
- ・監視カメラの設置を促進します。
- ・環境美化推進員の活動を促進します。

③まち美化の推進

- ・地域環境美化活動による美化意識の向上を図ります。
- ・地権者による土地の適切な管理（こまめな草刈りなど）を推進します。
- ・八幡浜のまちをみんなできれいにする条例によるたばこのポイ捨てや犬の糞の放置に対する啓発、指導を促進します。

(2) 適正処理の確保と不適正処理の防止

①適正処理の確保

- ・排出事業者、処理業者に対する関係法令などの周知・徹底を図ります。

②対策の強化

- ・悪質、広域化する不法投棄に的確に対応するため、関係各所の協力を仰ぎ監視・指導を強化します。

③ごみの適正処理に向けた知識の習得・技術の向上

- ・環境美化推進員に対する適正なごみ分別排出の知識習得を推進します。
- ・収集委託業者の廃棄物処理に係る各種法制度の遵守を徹底します。
- ・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づく適正な事業推進に努めます。

6 各主体の主な取り組み

◎ごみ処理体制の整備

取り組み	市民	事業者	行政
ごみ処理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ分別排出の徹底</li> <li>・資源回収への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ分別排出の徹底</li> <li>・資源回収への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理施設の適切な運用</li> <li>・廃棄物適正処理の周知徹底</li> <li>・効率的なごみ収集体制の整備</li> </ul>
適正な廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野焼きによる不適正処理はしない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理困難な資材の使用を自粛</li> <li>・野焼きによる不適正処理はしない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別収集の普及啓発</li> <li>・分別収集の促進</li> </ul>

◎不法投棄対策の充実

取り組み	市民	事業者	行政
不法投棄防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無駄な消費を削減</li> <li>・不法投棄をさせない取り組みへの協力</li> <li>・環境美化推進員の活動協力</li> <li>・地権者の適切な土地管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄をさせない取り組みへの協力</li> <li>・不法投棄をしない事業体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄防止意識の普及啓発</li> <li>・不法投棄の監視の徹底</li> <li>・まちをきれいにする条例の啓発</li> </ul>
適正処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法令の理解、厳守</li> <li>・環境美化推進員のごみ分別の知識習得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法令の理解、厳守</li> <li>・収集業者の廃棄物処理に係る各種法制度の理解、遵守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法令の周知徹底</li> <li>・監視、指導の強化</li> <li>・一般廃棄物処理基本計画の推進</li> </ul>

参加と協働のまち

基本施策 12 地域づくり

1 現状と課題

環境の保全を推進し良好な環境を実現するためには、私たちの暮らしは良好な環境により支えられていることを多くの人が理解し、環境の保全につながる行動を自ら率先して起こし、さらには、持続可能な地域づくりに参加・協力することが重要です。

そのためには、学校などの教育機関や図書館・公民館・文化会館などの社会教育施設、そして、地域・事業者・NPO 法人などの団体といったさまざまな主体が環境保全を推進するネットワークで結ばれ、家庭、学校、職場、社会活動の場などあらゆる場面において、それぞれのレベルに応じた環境学習の場が設けられ、自ら率先して学んでいかなければなりません。

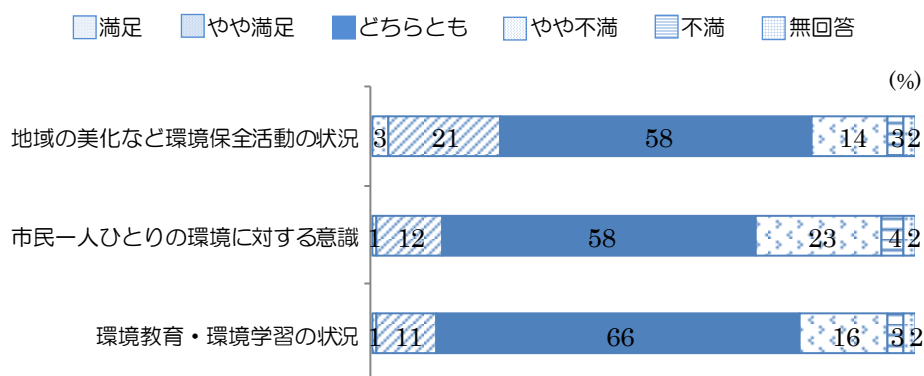
八幡浜市では、環境学習の一環として毎年 10 月に開催しているリサイクルフェアにおいて、バイオディーゼル燃料（BDF）活用に関する事業の取り組み紹介や市民の手作りのマイバック作品の展示などを行っています。また、八幡浜市内の各学校で BDF を使用したイベントを実施し、その成果を公表して交流を行うとともに、BDF で走るゴーカートの試乗、エコバッグ作りなどのイベントを開催してエコ活動への関心を高めてもらうことを目的とした「えひめ ECO SUMMIT」を開催しました。

今後、これらの環境学習、環境活動の継続・拡充へ向けて、地域のさまざまな活動の拠点となる公民館や家庭、学校、事業所などとの環境ネットワークの形成を推進するとともに、環境活動のけん引役となる環境リーダーの養成を推進していく必要があります。

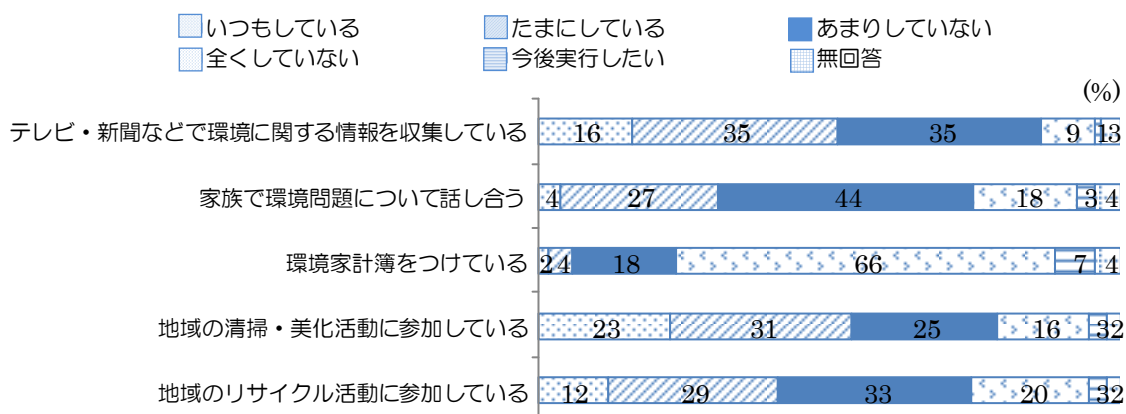
※ 環境を学ぶという意味の言葉には環境教育という言葉もあります。環境学習と環境教育は一般的にその定義に大きな違いはありません。しかし、「教育」と「学習」という言葉の違いから、環境教育は教える側の視点に立った言葉であり、環境学習は学ぶ側の視点に立った言葉と解釈することもあります。本計画では、この解釈から市民一人一人が自ら学ぶことの重要性を踏まえ、環境を学ぶことの総称として環境学習という言葉を用います。



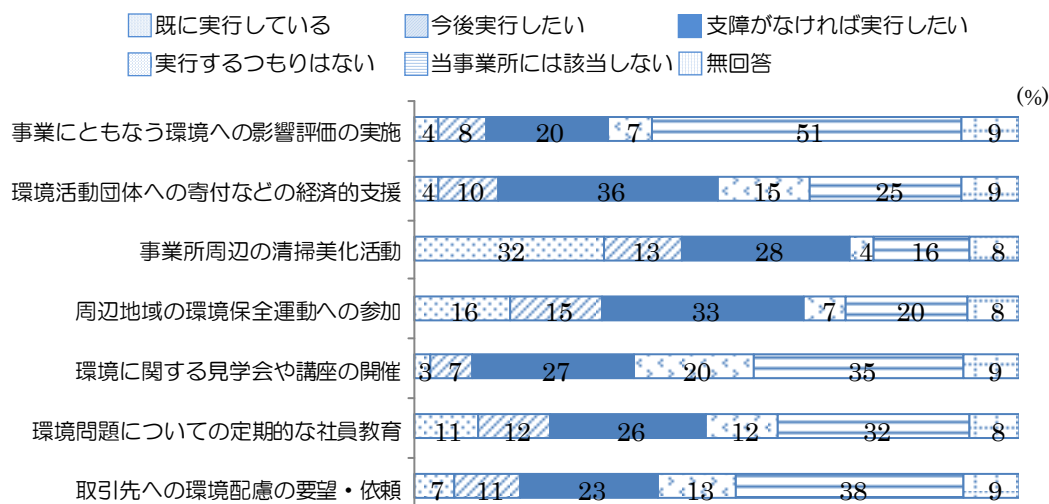
環境について感じていること（一部抜粋）（市民アンケートより）



個人や家庭で環境に関して取り組んでいること（一部抜粋）（市民アンケートより）



事業所で環境に関して取り組んでいること（一部抜粋）（事業所アンケートより）

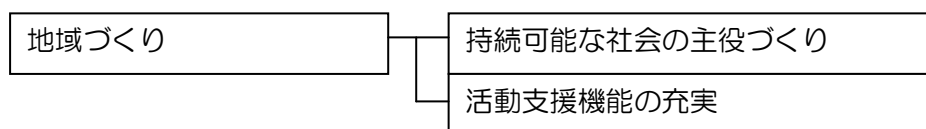


## 2 基本方向

環境を保全し持続可能な社会をつくるには、私たちの果たすべき役割が重要です。また、さまざまな機会を通じ、多様な環境情報が提供される仕組みも必要です。更に幅広い市民の学習機会の確保を図り、これからの八幡浜市の主役となる若い世代のために、学校や地域における環境学習を充実させることは重要な課題です。

今後は、各主体の環境活動の支援の充実を図るとともに、環境マイスターとなる人材の発掘や活用を推進していきます。行政全体がバックアップできる体制づくりも行い、環境保全の核となる地域コミュニティの活性化を図ります。

## 3 施策の柱



## 4 目標

指標	算定式	基準値	中間目標	最終目標
日常生活において、環境に配慮している市民の割合	アンケート問 10「個人や家庭で気をつけていること」の「いつもしている」「たまにしている」の割合	64% H25	80% H35	100% H45

### 関連指標の方向性

指標	算定式	基準値	方向
日常生活において、環境に配慮している市民の割合	アンケート問 10「個人や家庭で気をつけていること」の「いつもしている」「たまにしている」の割合	64 % H25	増加
こどもエコクラブの加入者数	こどもエコクラブの1年間の登録クラブ数および登録者数	—	増加
環境に関するイベントに参加した人数	リサイクルフェア来場者数	1,000 人 H24	増加

市内で活動している環境団体数	個人・企業・団体（愛ロード・愛リバー活動団体含む）など	48 団体	H24	増加
地域活動への参加者数	地域環境美化活動の参加者数	6,779 人	H24	増加
環境マネジメントシステム取得事業所数	アンケート（ISO14001・エコアクション21取得事業所の合計）	3 %	H24	増加

## 5 具体的施策

### 持続可能な社会の主役づくり

～ 環境に配慮して行動する人を育てます ～

地球温暖化をはじめとするさまざまな環境問題を解決していくためには、行政のみならず、市民・事業者のそれぞれが自らの役割を認識し率先して行動し、かつ協働していくことが重要です。そのために、市民・事業者に対する環境学習が「いつでも」「どこでも」「だれでも」受けられるよう、それぞれの生活環境に応じた学習を支援していくとともに、環境リーダーの養成、環境学習の場づくりなどを推進します。

### 施策

#### (1) 総合的な環境学習の推進

##### ①幼稚園・保育園・学校での環境学習

- ・自然体験活動などの体験型プログラムへの参加を推進します。
- ・環境講座などの受講を推進します。
- ・「緑の少年団」、「こどもエコクラブ」などの子どもたちが自然と関わりあえる活動への参加を推進します。

##### ②家庭や地域における環境学習

- ・自然体験活動などの体験型プログラムへの参加を推進します。
- ・地域の環境保全・美化活動への参加・協力を促進します。
- ・環境講座などの受講を推進します。
- ・環境家計簿の活用を推進します。
- ・環境フェアなどの環境に関するイベントへの参加を推進します。

③職場における環境学習

- ・従業員への環境学習を促進します。
- ・自らの事業活動が地域に与えている環境負荷について認識を深めます。
- ・ボランティア休暇などを設定し、環境活動への参加を推進します。

(2) 人材の育成・発掘・活用

①環境学習指導者の育成

- ・環境学習を担当する教職員などの指導力および資質の向上のための講座開催を推進します。
- ・環境フェアなどへの積極的な参加により、環境意識の向上、人材の育成に努めます。
- ・環境学習プログラムの学校教育現場への普及を推進します。

②環境マイスター制度

- ・地域環境に関するリーダーとなる人物を登録・紹介する環境マイスター制度に参加、協力します。
- ・環境フェアなどの開催により、市民の環境意識の向上、人材の育成を推進します。

(3) 地域の活動拠点づくり

- ・環境保全活動を行っている団体、事業者、住民などと協力し、環境学習の情報発信や実践活動の地域拠点となる場の整備を進めます。
- ・環境分野における地域交流拠点（公民館など）の整備に努めます。
- ・地域間交流での環境学習を推進します。
- ・地域環境資源の保全と活用に努めます。

**活動支援機能の充実**

～ 私たちの力で環境を守り、育てます ～

環境問題の改善について、市民や事業者が主体となった環境保全への取り組みは、非常に重要です。このようななか、地域に密着した道路・河川・海岸などについては、各地域

が主体となった清掃活動および愛媛県が実施している、「えひめ愛ロード運動」、「愛リバー・サポーター制度」などによる環境美化活動が広がっており、今後もこれらの取り組みを積極的に促進していきます。そのため、市民活動をより深く広く進められるようにするための制度・仕組みの構築を図ります。

## 施策

### (1) 環境保全活動の促進

#### ①市民・事業者・団体の環境保全活動への支援

- ・地域の環境保全活動、環境美化活動を促進します。
- ・えひめ愛ロード運動、愛リバー・サポーター制度など事業者・各種団体が行う活動を促進します。
- ・環境に配慮した商品やサービスなどを優先的に選択するグリーン購入を促進します。
- ・環境の保全に関する知識を持った人材の育成と活用を推進します。
- ・環境活動団体への支援を促進します。
- ・環境活動団体間の交流と連携を推進します。
- ・八幡浜のまちをきれいにする条例に関する啓発活動を促進し、迷惑行為の排除に努めます。

#### ②事業者の環境保全活動の促進

- ・事業者の社会的責任（CSR）の一環としての環境保全・創造のための行動を促進します。
- ・えひめ愛ロード運動、愛リバー・サポーター制度など事業者・各種団体が行う活動を促進します。
- ・環境に配慮した商品やサービスなどを優先的に選択するグリーン購入を促進します。
- ・先進的な環境改善活動に関する情報収集および提供を促進します。
- ・環境マネジメントシステムの導入を促進します。
- ・事業活動により環境に与えている影響の情報公開を推進します。
- ・事業者が率先して取り組んでいる環境活動事例を公表します。
- ・事業者の積極的な環境保全活動を促進します。
- ・事業者が所有する施設などを利用した環境学習を推進します。



6 各主体の主な取り組み

◎持続可能な社会の主役づくり

取り組み	市民	事業者	行政
環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、保育所、学校での自然体験活動などに積極的に参加</li> <li>・学校での環境学習に参加、協力</li> <li>・家庭で環境問題について話をする</li> <li>・身の回りで起こっている環境問題に理解や関心を深める</li> <li>・環境家計簿をつける</li> <li>・環境フェアへの参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境学習の機会をつくる</li> <li>・野外活動、野外学習の機会をつくる</li> <li>・事業活動において影響を与える環境負荷について理解する</li> <li>・事業所で環境問題について話をする</li> <li>・環境フェアの開催を支援</li> <li>・イベント、プログラムの企画・運営・協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、保育所、学校での環境学習を推進</li> <li>・親子で参加できる環境活動の実施</li> <li>・環境フェアを開催</li> <li>・環境学習に関するイベントなどの実施</li> </ul>
人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・率先して環境学習へ取り組む</li> <li>・地域の環境リーダーをめざす</li> <li>・環境マイスターをめざす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員への環境学習を進める</li> <li>・ボランティア休暇などを設定し、環境活動への参加を奨励</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に関するリーダー育成を推進</li> <li>・環境マイスター制度の推進</li> </ul>
活動拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動拠点の整備に協力</li> <li>・地域環境資源の保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動拠点の整備に協力</li> <li>・地域環境資源の保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館など環境学習の地域拠点となる場所の整備</li> <li>・地域間交流での環境学習の推進</li> </ul>

## ◎活動支援機能の充実

取り組み	市民	事業者	行政
環境保全活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の環境保全活動、環境美化活動に参加</li> <li>・グリーン購入を促進</li> <li>・まちをきれいにする条例の遵守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の環境保全活動、環境美化活動に協力</li> <li>・グリーン購入を促進</li> <li>・まちをきれいにする条例の遵守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の環境保全活動、環境美化活動を推進</li> <li>・事業者、団体が行う活動を促進</li> <li>・グリーン購入を推進</li> <li>・活動団体への支援</li> <li>・活動団体間の交流、連携の促進</li> <li>・まちをきれいにする条例の啓発</li> </ul>
事業者の環境保全活動		<ul style="list-style-type: none"> <li>・CSRの一環としての活動を促進</li> <li>・愛ロード運動などを促進</li> <li>・環境改善活動に関する情報収集、情報提供</li> <li>・環境マネジメントシステムの導入</li> <li>・事業活動により環境に与えている影響の公表</li> <li>・事業所の取り組みを公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全活動の支援</li> <li>・環境マネジメントシステム導入支援</li> <li>・先進的な環境改善活動に関する情報提供</li> </ul>

## 基本施策 13 協働の仕組みづくり

### 1 現状と課題

今日の環境問題は、私たちの生活のあらゆる側面に影響しており、行政のみでは解決困難な問題も少なくありません。そのため、環境行政の推進には、あらゆる過程において市民・事業者・団体が、それぞれの立場や役割分担に応じた環境に配慮した自主的かつ主体的な取り組みを推進していく必要があります。

市民の参加、協働を確実に円滑に推進していくための機会や手段を行政の環境施策に効果的に取り込むために、より一層の参加、協働の仕組みを構築していくとともに、市民、事業者、行政のそれぞれの分野で協働を円滑に進められる人材の育成・確保を進めなければなりません。

環境問題への関心の高まりとともに、市民や団体などが主体的に関わる活動が増えています。こうした市民の主体性を尊重した環境保全・創造活動の取り組みを充実することが重要であり、今後は、環境保全・創造活動に取り組む市民団体との連携強化、また、新たな活動団体の育成に努めます。

### 2 基本方向

今日の複雑多岐にわたる環境問題に対応し、地域の持続可能な発展を目指すためには、市民・事業者・団体・行政のさらなる協働を推進していくことが必要です。

そのためには、環境基本計画をはじめとする行政計画の策定や進行管理などへの市民・事業者の参加を促していくとともに、相互理解を深め連携を強化し、新たな活動団体の育成、協働の仕組みづくりなどの施策を展開していきます。

## 3 施策の柱

協働の仕組みづくり

各主体の参加・協働の仕組みづくり

## 4 目標

指標	算定式	基準値	中間目標	最終目標
環境基本計画施策推進協力者数	環境基本計画に掲げる取り組みを実行する市民の数	— H25	80% H35	100% H45

## 関連指標の方向性

指標	算定式	基準値	方向
環境基本計画施策推進協力者数	環境基本計画に掲げる取り組みを実行する市民の数	—	増加
環境に関わるリーダーの人数	マイスターなどの登録数(八幡浜いとなみ観光マップ)	2 人 H20	増加
地域環境美化推進員の活動	八幡浜のまちをみんなできれいにする条例による環境美化推進員	41 人 H23	維持
環境情報システムによる情報提供	八幡浜市の環境情報提供ホームページのアクセス数	—	新規作成

## 5 具体的施策

## 各主体の参加・協働の仕組みづくり

～ 私たちみんなで環境問題を考え、問題の解決に取り組みます ～

環境問題が複雑・多様化している今日、環境施策の推進は、行政のみでは困難となっていることも多く、各主体がそれぞれの特色や状況に応じて環境保全の取り組みに参加でき

る仕組みをつくることが重要です。そのためにも、あらゆる主体の環境施策への参加・協働のための仕組みづくりや環境情報の収集・整備・提供および連携のキーパーソンとなる人材の養成、交流の場づくりによる連携の強化などを進めていきます。

## 施策

### (1) 環境情報の整備

#### ①環境情報の収集

- ・定期的な調査などを実施（大気・水質・騒音など）し、八幡浜市の環境状況について情報収集を行います。
- ・八幡浜市だけで解決できないような広域的な問題に対しては、国・県・近隣市町との連携による環境情報の収集に努めます。
- ・市民、事業者との連携による情報収集を推進します。

#### ②環境情報の提供

- ・定期的な調査にもとづいた八幡浜市の環境状況について情報提供を行います。
- ・個人、団体などによる環境保全活動事例を紹介します。
- ・環境保全活動に要する助成金制度などの情報提供を促進します。
- ・メディア（TV・広報紙・インターネット・地方新聞など）を活用した、情報提供に努めます。

#### ③環境情報の共有化

- ・環境に関する各種施策の成果に関して、進捗状況を公表します。
- ・市HPなどにより、環境情報の共有化に努めます。

### (2) 市民参加を推進する協働の仕組みづくり

#### ①人材の育成と活用

- ・市民の環境保全・創造活動を支援するために、知識を持った人材の育成に努めます。
- ・地域環境美化推進員の活動を促進します。
- ・自ら率先した環境保全活動への取り組みを推進します。

#### ②活動団体などへの支援

- ・環境保全・創造活動に携わっている自治会、NPO法人、各種団体などの育成・支援を推進します。
- ・新たな環境ボランティア団体の育成を推進します。

- 各種団体などで行われている資源集約回収活動、緑化活動、清掃活動などの環境保全・創造活動に対して、必要な支援が行えるよう努めます。

③活動団体間の協働と連携

- 自治会、NPO 法人、各種団体などに対して、活動団体間の交流や連携を促すための情報提供を行います。
- 協働、連携のネットワークづくりを推進します。
- 協働、連携のネットワークづくりを担う人材の育成に努めます。

④各主体の交流・協働

- 各主体が対等な立場で環境問題について協議できる場の構築と連携・協働の強化を推進します。

(3) 行政との協働の推進

- 環境行政に関わる各種施策においては、広く市民の参加を求め、市民、事業者、行政の協働が図られるように努力します。
- 環境関連イベントやボランティア活動への市民や団体などの積極的な参加を促します。
- 環境活動団体と行政との協働による環境保全活動の提案募集を行い、モデル事業などの実施などを検討します。

(4) 市の率先行動

- 環境に配慮した事業、工事を推進します。
- 公共施設への再生可能エネルギー設備導入などの環境対策を推進します。
- 環境に配慮した行動を推進します。
- 環境保全に関する職員への研修・啓発を推進します。
- 環境に配慮した商品やサービスなどを優先的に選択するグリーン購入に努めます。

6 各主体の主な取り組み

◎各主体の参加・協働の仕組みづくり

取り組み	市民	事業者	行政
環境情報の収集	• 地域活動に積極的に参加	• 環境情報を収集し、環境についての知識	• 定期的な調査・観測を実施し、情報収集に

	・地域の環境について学ぶ	を身につける	努める
環境情報の提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の環境についての情報発信</li> <li>・環境に関する活動や取り組みを紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に関する活動や取り組みを公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査に基づいた環境状況の提供</li> <li>・多様なメディアを活用し、環境情報を広く発信</li> <li>・各種施策の進捗状況を公表</li> <li>・市 HP などによる情報の共有化</li> </ul>
協働の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら率先して行動する</li> <li>・環境美化推進員の活動を促進</li> <li>・環境保全活動への参加</li> <li>・ボランティア団体の育成</li> <li>・活動団体への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら率先して行動する</li> <li>・環境美化推進員の活動を促進</li> <li>・環境保全活動への参加</li> <li>・ボランティア団体の育成</li> <li>・活動団体への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施において協働が図られるように努める</li> <li>・活動団体への支援</li> <li>・各主体が環境問題に対して協議できる場の提供</li> </ul>
協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境関連イベントやボランティア活動への積極的な参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境関連イベントやボランティア活動への積極的な参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境関連イベントやボランティア活動への積極的な参加を促進</li> <li>・行政との協働によるモデル事業実施を推進</li> </ul>
市の率先行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の率先行動について理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の率先行動について理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全に配慮した事務事業、公共工事を推進</li> <li>・公共施設へ新エネルギーの導入などの環境対策を推進</li> <li>・環境保全に関する職員への啓発を推進</li> <li>・地球温暖化対策実行計画、地域省エネルギービジョンの推進</li> </ul>